

第2次鹿児島市男女共同参画計画 改定(案)

鹿児島市

目 次

第1章 計画の趣旨と背景	1
1 計画の趣旨	
2 計画の背景	
3 世界と国の動き	
4 鹿児島県の動き	
5 鹿児島市の取組	
第2章 計画の概要	6
1 基本理念	
2 基本目標	
3 計画の性格	
4 計画期間	
5 計画の視点	
6 計画の体系	
第3章 計画の内容	
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり	
Ⅰ-1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革	11
Ⅰ-2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実	13
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進	
Ⅱ-1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	15
Ⅱ-2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進	17
Ⅱ-3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	21
Ⅱ-4 地域・防災・環境分野への男女共同参画の推進	23
Ⅱ-5 男女共同参画の推進に関する国際社会との協調	25
基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり	
Ⅲ-1 配偶者等からの暴力の根絶	26
Ⅲ-2 男女の人権の尊重と自立への支援	32
第4章 計画達成のための指標	35
第5章 計画の推進	36
1 市民と行政の協働による計画の推進	
2 庁内における推進体制の強化	
3 男女共同参画センターの機能の充実	
4 国、県、関係機関、民間等との連携	
5 計画の進行管理	
参考資料	38

関係法令、男女共同参画に関する年表、用語解説

本編中で*印がついている用語については、巻末の用語解説に説明があります。
なお、同一章内で頻出する用語については、最初に出てくる用語に*印を付しています。

第1章 計画の趣旨と背景

1 計画の趣旨

鹿児島市では、1994年(平成6年)に「かごしま市女性プラン」、2002年(平成14年)に「鹿児島市男女共同参画計画(女(ひと)と男(ひと)ともに輝くパートナープラン)」(2007年(平成19年)改定)を策定し、本市における男女共同参画社会の形成に向けて、総合的かつ体系的な取組を進めてきました。

2012年(平成24年)には、国の第3次男女共同参画基本計画*、鹿児島市男女共同参画推進懇話会の提言並びに男女共同参画に関する市民意識調査などを踏まえるとともに、第五次鹿児島市総合計画の個別の計画として、平成24年度から33年度までを計画期間とする「第2次鹿児島市男女共同参画計画」を策定しました。なお、この計画には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、「DV防止法*」という。)に規定する「市町村基本計画」を盛り込んであります。

第2次鹿児島市男女共同参画計画については、策定時に、計画期間の中間年にあたる平成28年度に見直しを行うこととしていることから、計画の進捗状況や社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、この度、改定を行うものです。また、改定に際し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法*」という。)に規定する「市町村推進計画」を盛り込み、本市における女性の職業生活における活躍の推進に取り組めます。

2 計画の背景

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、1975年(昭和50年)の国際婦人年以降、国際的な動きと連動しながら国内行動計画により様々な施策を推進するなど、着実に進歩してきました。1999年(平成11年)6月には、男女共同参画社会基本法*(以下、「基本法」という。)が公布・施行され、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけられました。また、2000年(平成12年)には、基本法の法定計画として国の男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画社会の形成に向けた施策の方向が示されました。

しかしながら、我が国の男女共同参画の現状は、まだ道半ばの状況にあり、国連の女子差別撤廃委員会の我が国に対する最終見解(2016年(平成28年)3月公表)においても多くの課題が指摘されており、世界経済フォーラムの2016年のジェンダー*・ギャップ指数では、特に政治、経済分野での女性の参画が進んでいないことが示されています。

国においては、少子高齢化が進行し、急速な人口減少局面を迎えているなか、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、女性の力を最大限に発揮していくことが喫緊の課題であるとの認識が深まり、2015年(平成27年)8月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける女性活躍推進法が成立しました。同年12月に策定された第4次男女共同参画基本計画では、男性中心型労働慣行*等を変革していくことや、女性活躍推進法の着実な施行等により、女性採用・登用のための取組や将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めることなどが盛り込まれています。

また、2011年(平成23年)3月に発生した東日本大震災や2016年(平成28年)4月に発生した熊本地震では、避難所等の災害対応において男女共同参画の視点が反映されなかったことにより、様々な課題が顕在化しました。災害時に男女共同参画の視点からの対応を行うためには、平時からの取組が重要であることが改めて浮き彫りになりました。

鹿児島市においては、これまでも第2次鹿児島市男女共同参画計画に基づいて、鹿児島市男女共同参画センターを拠点として市民と一体となった取組を推進してきましたが、2014年(平成26年)3月に鹿児島市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画の基本理念や、市、市民、事業者、市民団体、教育に携わる者の役割、男女共同参画を阻害する行為の禁止等を改めて明らかにしました。2015年(平成27年)9月に実施した市民意

識調査の結果からは、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担に対する考え方に「反対」が「賛成」を初めて上回るなど、男女共同参画の理念が着実に浸透してきていることがうかがえます。しかし一方で、社会通念、慣習、しきたりの中での男女の不平等感が依然として強く、実際の生活の中で、女性は家庭を、男性は仕事をより優先する傾向が読み取れるなど、一定の成果とともに課題も浮かび上がってきます。

今回の改定では、これらの状況を踏まえ、男女共同参画社会を形成していくため、更なる取組が必要となっています。

3 世界と国の動き

(1) 国連の動き

国連は、1975年(昭和50年)の「国際婦人年」を契機に、「平等・開発・平和」と幅広い目標達成のために、世界行動計画の策定や、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下、「女子差別撤廃条約*」という。)の採択など、男女共同参画社会の実現に積極的に取り組んできました。1995年(平成7年)に北京で開催された「第4回世界女性会議」では、現在の女性の地位の向上に関する国際的な指針ともいえるべき「北京宣言・行動綱領」が採択され、また、2000年(平成12年)には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」を採択しました。

2011年(平成23年)1月には、前年の国連総会決議により既存のジェンダー関連4機関を統合して設立した「UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメント*のための国連機関)」が正式に発足しました。

2015年(平成27年)、「第59回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、北京会議から20年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価と再確認が行われ、これらの完全かつ効果的で加速化された実施に向けた宣言文が採択されました。また、同年9月に採択された、2016年(平成28年)から2030年(平成42年)までの国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、目標の一つとして、ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行うことが明記されました。

(2) 国の動き

1975年(昭和50年)、女性の地位向上のための国内本部機構として、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置、1977年(昭和52年)に、1986年(昭和61年)までを対象とする初めての国内行動計画が策定されました。

また、1985年(昭和60年)には女子差別撤廃条約を批准、1986年(昭和61年)に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下、「男女雇用機会均等法*」という。)が施行されました。

1999年(平成11年)、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念と、国・地方公共団体及び国民の責務等を明確にした基本法が公布・施行され、2000年(平成12年)、基本法に基づく初めての計画である男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

2001年(平成13年)、内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う「男女共同参画会議」及び内部部局として「男女共同参画局」が設けられ、男女共同参画の推進体制が強化されました。

男女共同参画基本計画は改定が重ねられ、2015年(平成27年)12月には、第4次男女共同参画基本計画が策定されました。また、同年8月には、基本法の基本理念にのっとり、自らの意思によって働き又は働こうとするすべての女性の活躍を迅速かつ重点的に推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的とする女性活躍推進法が成立し、2016年(平成28年)4月に、事業主行動計画の策定に関する規定を含めて全面施行されています。

(3)男女共同参画に係る法改正等

ストーカー行為等の規制等に関する法律が2000年(平成12年)に施行され、翌2001年(平成13年)、DV防止法が施行されました。DV防止法によって、配偶者からの暴力が犯罪となる行為であることが明確に規定され、被害者を保護する仕組みが確保されました。なお、DV防止法は、2004年(平成16年)に保護命令*制度の拡充を柱とする改正が行われ、2007年(平成19年)に市町村の努力義務として市町村基本計画の策定などが新たに加えられました。さらに、2013年(平成25年)の改正では、法の適用対象が、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。

2007年(平成19年)、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるとともに、改正男女雇用機会均等法が施行され、性別による差別禁止の範囲の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止などが盛り込まれました。

また、2008年(平成20年)には次世代育成支援対策推進法、2009年(平成21年)には育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下、「育児・介護休業法*」という。)が改正され、男女がともに子育てや介護をしながら働き続けることができる雇用環境の整備が進みました。

さらに、2017年(平成29年)には、いわゆるマタハラ*防止措置義務を新設する改正男女雇用機会均等法及び、育児、介護と仕事との両立支援制度を充実した改正育児・介護休業法が施行され、仕事と家庭が両立できる社会の実現に向けた雇用環境の整備が進められています。

4 鹿児島県の動き

鹿児島県では、1999年(平成11年)3月に「かごしまハーモニープラン」が策定され、平成20年度までの男女共同参画社会の実現に向けた施策が示されました。

同年4月には鹿児島県男女共同参画推進本部を設置するとともに、2001年(平成13年)12月に鹿児島県男女共同参画推進条例が制定されました。

また、2003年(平成15年)4月に、男女共同参画を推進するための総合的な活動拠点として「鹿児島県男女共同参画センター」が開設されたほか、2006年(平成18年)3月には、男女共同参画社会の実現を阻害する配偶者等からの暴力の根絶に向けて「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定されました。

2008年(平成20年)3月には、「かごしまハーモニープラン」に基づく取組の成果や課題を踏まえ、平成24年度までを期間とする「鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定されました。

2009年(平成21年)3月には、2008年(平成19年)7月のDV防止法改正及び2008年(平成20年)1月の国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直し等を踏まえ、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が改定されました。

2013年(平成25年)3月には、「鹿児島県男女共同参画基本計画」の成果と課題を踏まえ、鹿児島県における男女共同参画社会の形成が加速されるよう、平成29年度までを計画期間とする「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定され、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり及び誰もが安心して暮らすことができる社会づくりを目標として取組が進められています。

2016年(平成28年)6月には、一人ひとりの女性とその個性と能力を十分に発揮して活躍し、男女がともに安心して生き生きと働くことができる「鹿児島」の実現を目指し、経済団体等と行政が連携して本県における女性活躍の取組を加速化するために、女性活躍推進法第23条第1項に基づく協議会として「鹿児島県女性活躍推進会議」が発足しました。

5 鹿児島市の取組

本市では、1980年(昭和55年)4月、教育委員会に婦人青少年課(1992年(平成4年)に女性青少年課に改称)を設置、女性団体の育成や女性教育の推進に努めました。

1984年(昭和59年)、女性に関する施策を総合的に推進するため「鹿児島市婦人問題懇話会(1993年(平成5年)「鹿児島市女性問題懇話会」に改称)を設置し、さらに同年9月に、庁内における女性関連施策の総合的な推進のために助役を会長とした「鹿児島市婦人に関する行政推進連絡会議」(1993年(平成5年)「鹿児島市女性に関する行政推進連絡会議」に改称)を設置しました。

1991年(平成3年)12月に策定された「第三次鹿児島市総合計画」の基本計画の中で「女性の社会参加と地位向上」を図るための基本的方向が示されました。

1994年(平成6年)4月には、女性政策部門を企画部に移管、女性政策課を設置して、女性政策の総合的な企画・調整を行う態勢を整えました。

同年10月、鹿児島市女性問題懇話会からの提言を受け、本市における女性に関する施策を総合的に推進する指針として「かごしま市女性プラン」(以下、「女性プラン」という。)を策定しました。

本市では、この「女性プラン」に基づき、男女共同参画社会を考える市民のつどいや、男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行、男女共同参画推進リーダー国内派遣事業などの施策を展開し、市民意識の醸成と人材の育成に努めてきました。

2001年(平成13年)1月には、男女共同参画社会の形成を促進するための拠点として「鹿児島市男女共同参画センター」が生涯学習プラザとの複合施設(サンエールかごしま)として開館しました。

【鹿児島市男女共同参画センター】

学習、情報、相談、支援、調査研究の5つの機能を備え、講座や講演会の開催や相談の実施、男女共同参画に関する図書やビデオ等の貸出のほか、男女共同参画のための市民活動の支援などを展開しています。

【サンエールかごしま外観】



男女共同参画センター開館を機に同年1月30日「男女共同参画都市かごしま宣言」を行い、本市における男女共同参画社会の実現に向けて市民と行政が一体となった取組を進めることを宣言しました。

2002年(平成14年)3月には、「人とまち 個性が輝く 元気都市・かごしま」を都市像とする「第四次鹿児島市総合計画」及び国内外の動向とこれまでの取組を踏まえ、「男女共同参画社会の形成」を目標とした計画期間が平成23年度までの「鹿児島市男女共同参画計画」を策定しました。

同年「鹿児島市女性問題懇話会」を「鹿児島市男女共同参画推進懇話会」へ、「鹿児島市女性に関する行政推進連絡会議」を「鹿児島市男女共同参画推進連絡会議」に名称変更しました。

2006年(平成18年)4月には、女性政策課から男女共同参画推進課へ改称したあと、同年度は「鹿児島市男女共同参画計画」の計画期間の中間年にあたることから、計画の進捗状況や社会情勢の変化等による新たな課題に対応するために計画を見直し、2007年(平成19年)3月に計画を改定しました。

同年4月、男女共同参画推進課を企画部から市民部へ移管し、市民と行政が一体となった男女共同参画行政の推進を図っています。

2011年度(平成23年度)には、「人・まち・みどり みんなで創る“豊かさ”実感都市・かごしま」を都市像とする「第五次鹿児島市総合計画」が策定され、基本目標“学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち”の人権尊重社会の形成の中で「男女共同参画の推進」が掲げられました。

2012年(平成24年)3月には、第五次鹿児島市総合計画はもとより、鹿児島市男女共同参画推進懇話会からの提言や2010年(平成22年)9月に実施した本市意識調査の結果等も踏まえて、平成33年までを計画期間とする「第2次鹿児島市男女共同参画計画」を策定しました。なお、この計画では、DV防止法に基づく市町村基本計画に位置付けられる「鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(鹿児島市DV対策基本計画)」を併せて策定しています。

2014年(平成26年)3月には、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民、教育に携わる者などの役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める「鹿児島市男女共同参画推進条例」を制定しました。

同年、条例に基づく「鹿児島市男女共同参画審議会」を設置するとともに、「鹿児島市男女共同参画推進懇話会」を廃止しました。

2015年(平成27年)9月、市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握するために、市民意識調査を実施しました。前回2010年(平成22年)の調査や内閣府の調査と比較検討し、調査報告書にまとめました(2016年(平成28年)3月発行)。

このような状況を踏まえ、計画期間の中間年にあたり、第2次鹿児島市男女共同参画計画の後期をより実効的なものとするため見直しを行うこととしました。

第2章 計画の概要

1 基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することにより、誰もが安心していきいきと暮らせる豊かで活力ある社会の実現を目指し、鹿児島市男女共同参画推進条例に示された5つの理念に基づいて男女共同参画を推進していきます。

1. 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
2. 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
3. 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
4. 男女が、相互に協力し、かつ、社会の支援を受け、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。
5. 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われること。

2 基本目標

- I 男女共同参画社会に向けての意識づくり
- II あらゆる分野における男女共同参画の促進
- III 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

3 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法*第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、鹿児島市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく、本市の男女共同参画推進のための総合的な計画です。また、第五次鹿児島市総合計画に基づき、本市における男女共同参画の推進を目指し、基本目標である“学ぶよこびが広がる 誇りあるまち”を実現するための個別具体の計画です。
- (2) この計画の「II あらゆる分野における男女共同参画の促進」のうち、「II-2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進」と「II-3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の推進」は、女性活躍推進法*第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に位置付けられる「鹿児島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(鹿児島市女性活躍推進計画)」です。

☆ 男女共同参画社会基本法とは

男女共同参画社会の形成を推進するうえで、法的根拠となる法律です。前文で、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図ることが明確にされています。

【第14条 第3項】

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- (3) この計画の「Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり」のうち、「Ⅲ－1 配偶者等からの暴力の根絶」は、DV防止法*第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に位置付けられる「鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(鹿児島市DV対策基本計画)」です。
- (4) この計画は、鹿児島市男女共同参画審議会の意見、男女共同参画に関する市民意識調査(平成 27 年度実施)及び、パブリックコメントでの意見募集の結果を踏まえて策定します。
- (5) この計画には、市の取り組むべき施策と併せて、市民、事業者等の取組を掲げており、本市の男女共同参画の推進に向けて市民、事業者等、行政が一体となった取組を進めようとするものです。

4 計画期間

計画期間は、当初計画(平成 24 年度から平成 33 年度まで)のうち、後期期間である平成 29 年度から平成 33 年度までの5年間とします。

☆ 女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)とは

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することで、男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする法律です。

【第6条 第2項】

市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

☆ DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)とは

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

【第2条の3 第3項】

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

5 計画の視点

第2次鹿児島市男女共同参画計画は、社会情勢の変化や市民の意識、これまでの男女共同参画計画での課題を踏まえ、5つの視点で取り組みます。

視点1

男女の人権の尊重と暴力の根絶

男女共同参画社会の実現には、すべての人の人権が尊重され、男女が性別により差別されない対等な存在であることが重要です。

配偶者・パートナーからの暴力は個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。暴力を個人的問題ではなく、社会的問題として捉え、被害者支援や暴力の根絶に向けて、【鹿児島市DV対策基本計画】に基づき総合的に取り組みます。

【鹿児島市DV対策基本計画】

- 配偶者等からの暴力防止のための情報提供及び啓発の強化
- 相談窓口の周知と相談体制の充実
- 関係機関との連携の強化
- 被害者の保護と自立支援の充実

視点2

女性の活躍による鹿児島市経済社会の活性化

少子高齢化が進行し、人口減少社会を迎えているなか、女性の能力の活用は、新たな労働力を確保するという観点だけでなく、多様化する消費者ニーズを踏まえ、女性の視点、発想を生かした新たな経済活動を作り出す観点でも、大きな推進力になります。

男女共同参画社会の実現は、鹿児島市経済社会の活性化・発展に繋がるという視点で、【鹿児島市女性活躍推進計画】に基づき施策を推進します。

【鹿児島市女性活躍推進計画】

- 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

視点4

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

仕事、家庭生活、地域活動等を自らの希望するバランスで実現する「ワーク・ライフ・バランス」は、誰もが豊かな人生を送るために必要なことですが、特に、働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、能力を十分に発揮するためにも、その実現が不可欠です。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、【鹿児島市女性活躍推進計画】に基づき、あらゆる世代や立場の人、事業者に対する働きかけを積極的に行い、社会全体で推進します。

視点3

男性・子どもにとっての男女共同参画

男女共同参画社会は、男女の多様な生き方を尊重し、すべての人が差別されずに、あらゆる場面で活躍できる社会です。働き方の見直しや介護の問題など、直接男性に関わる課題を男女共同参画の視点から捉え、男女共同参画の理解に向けて男性に積極的に働きかけます。

また、次代を担う子どもたちが将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育ち、そして幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進します。

視点5

防災における男女共同参画

東日本大震災の発生後、女性や子育てのニーズを踏まえた防災対策、支援策の必要性がクローズアップされました。

防災分野への女性の参画を推進するとともに、被災時の男女のニーズの違いに十分配慮することなど、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実を図ります。

6 計画の体系

(基本目標)

(施策の方向性)

基本目標 I

男女共同参画社会に向けての意識づくり

固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会

1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革

2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

基本目標 II

あらゆる分野における男女共同参画の促進

男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【鹿児島市女性活躍推進計画】

2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進

3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

4 地域・防災・環境分野への男女共同参画の推進

5 男女共同参画の推進に関する国際社会との協調

基本目標 III

男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

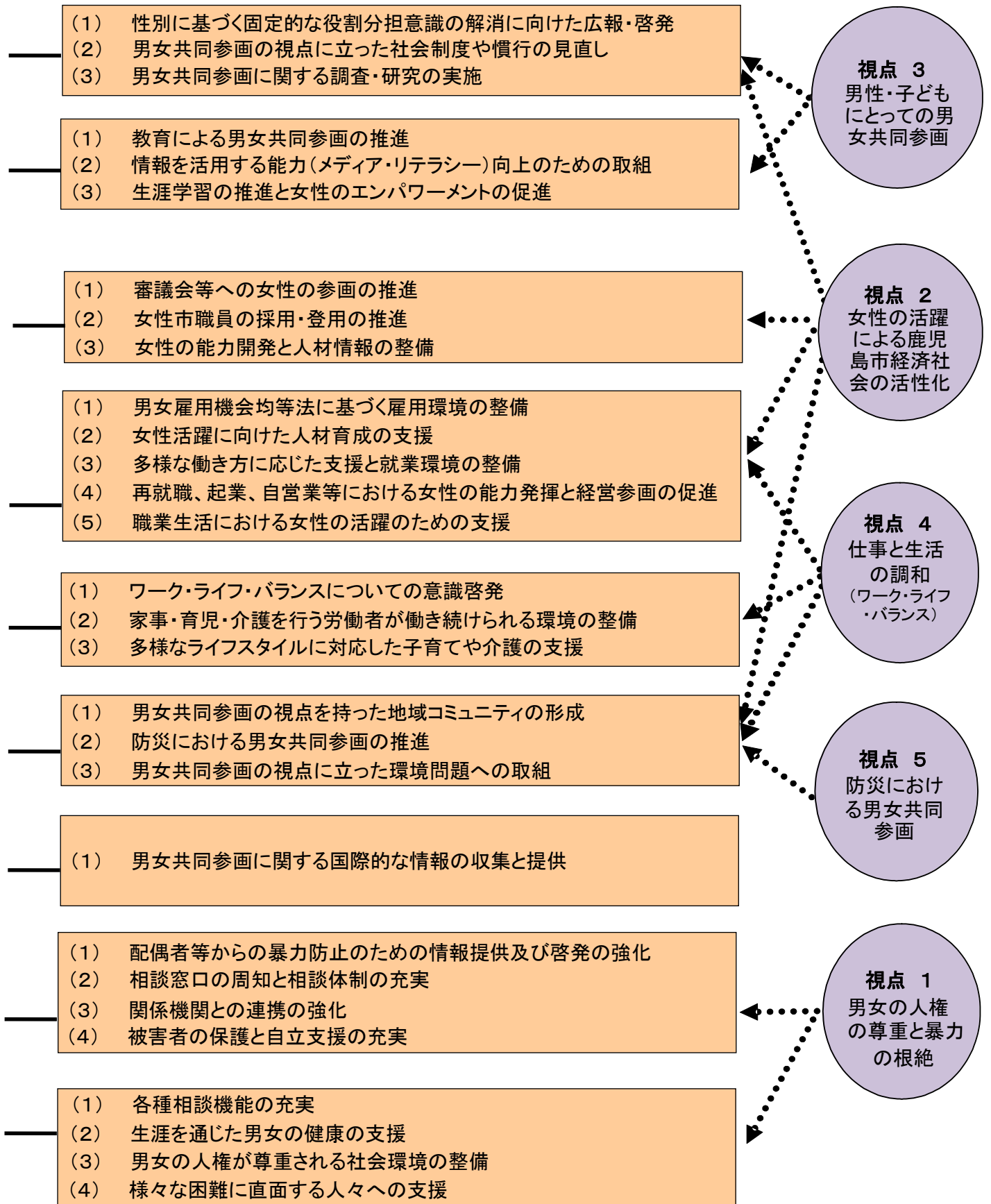
1 配偶者等からの暴力の根絶

【鹿児島市DV対策基本計画】

2 男女の人権の尊重と自立への支援

(推 進 施 策)

(視 点)



第3章 計画の内容

基本目標 I 男女共同参画社会に向けての意識づくり

～ 固定的性別役割分担*意識をなくした男女平等の社会 ～

I-1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革

現状と課題

我が国の急速な少子高齢化に伴う家族や地域社会の変化、グローバル化による経済構造の変化など社会経済環境が急激に変化しているなか、将来にわたり持続可能な、多様性に富んだ活力ある社会を構築していくには、あらゆる場で男女が性別にかかわらずその能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

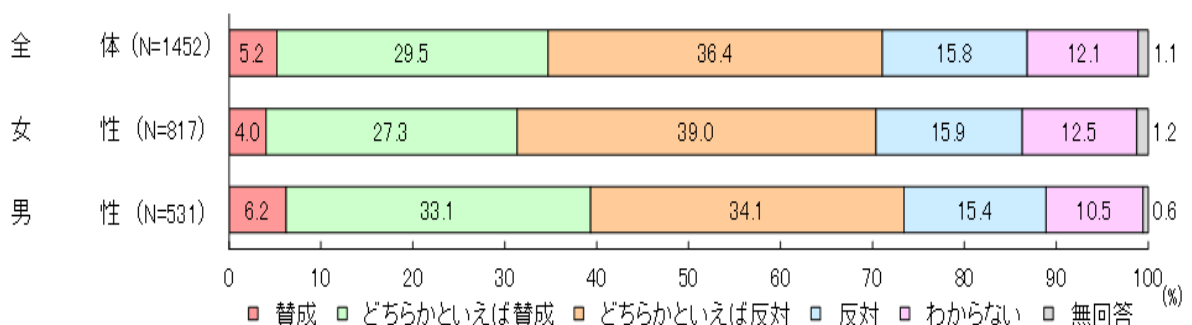
男女共同参画社会の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識です。この意識は時代とともに変わりつつあるものの、未だに根強く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動をさらに充実させるとともに、男性や、これからの時代を担う子ども、若者世代への積極的な取組が求められています。

近年、我が国の自殺者数は年間2万5千人前後で推移しています。本市においては年間 100 人前後で推移し、年齢別にみると 50～60 代が多く、男性は女性の2～3倍と高い割合を示しています。男性には未だに「男性は家計の支え手」という固定的性別役割分担意識や、「男性は強くあるべき、弱音は吐くべきではない」という意識が根強く残っており、その過重な責任感が生きづらさの原因の一つにあると言われています。市民意識調査(図 1)においても、性別役割分担の考え方に肯定的な考え方を持つ人(「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた人数)の割合は、男性は女性よりも高くなっており、男女共同参画の理念の浸透が十分に進んでいない現状がうかがえます。

男女共同参画社会基本法*の施行後 17 年を経過しても、今なお男女共同参画が社会に十分に根付いてこなかった要因の一つには、男女共同参画の理念が男性自身に正しく理解されず、男性自身の問題として捉えられてこなかったこと、その結果、依然として根強い性別役割分担意識を背景に、長時間労働の結果として家庭生活や地域生活への男女共同参画が進んでこなかったことがあります。

今後は、男女共同参画を推進することは、少子高齢社会への対応にとって欠かせないことであること、また、性別役割分担意識の解消や長時間労働の削減、育児・介護への参加など地域生活や家庭生活へ参画していくことは、男性自身が生きやすい社会の形成につながるることについて、広く理解が深まるような働きかけが必要です。

図 1 「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担に対する考え方



(H27 年度 鹿児島市男女共同参画に関する市民意識調査)

推 進 施 策

(1) 性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発

個人の多様な生き方を制約する固定的性別役割分担意識を反映した制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないように、男女共同参画の理念を分かりやすく広報・啓発します。

また、男女共同参画社会の形成における男性にとっての意義と責任、家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発を行っていきます。

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

男女共同参画社会の実現に向けた各種事業や啓発誌の発行を通して、あらゆる年代にジェンダー*（社会的・文化的に形成された性別）に敏感な意識を浸透させます。

また、市職員については旧姓使用を認めるなど、率先して慣行の見直しに取り組みます。

(3) 男女共同参画に関する調査・研究の実施

男女共同参画をめぐる現状や市民の意識についての調査を行うほか、各種統計情報の収集・整備・提供に努めます。

また、男女共同参画を自発的に研究する市民グループ等の活動を支援します。

主 な 事 業	担 当 課
◇ 男女共同参画啓発パンフレット等の配布	男女共同参画推進課
◇ 男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)	男女共同参画推進課
◇ サンエールフェスタ開催事業	男女共同参画推進課
◇ 男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行	男女共同参画推進課
◇ 男女共同参画に関する市民意識調査	男女共同参画推進課

市民の取組 男女共同参画センターの講座・催しに積極的に参加し、一緒に男女共同参画について考えましょう。

I-2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

現状と課題

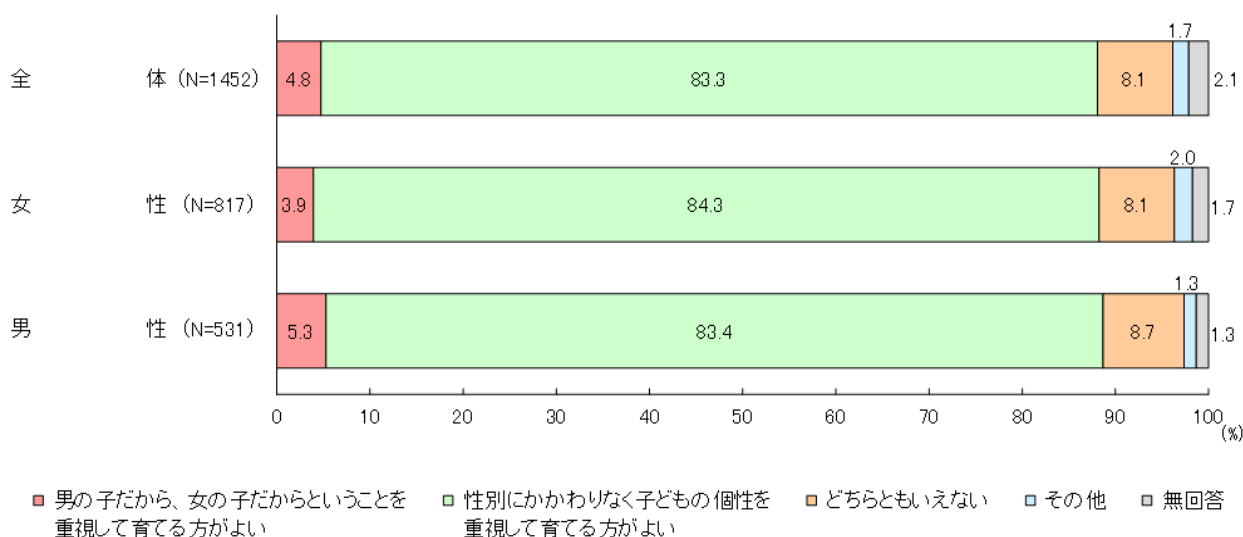
本市の市民意識調査(図 2)の結果では、子どもの育て方について「性別にかかわらず子どもの個性を重視して育てる方がよい」とする人が最も多く(83.3%)、前回調査(平成 22 年度実施)の 78.7%、前々回調査(平成 17 年度実施)の 66.4%から増加し続けており、性別よりも子どもの個性を重視する傾向がさらに顕著となっています。性別によって子どもを区別するのではなく、子どもの個性を伸ばしていくことは、生き方の選択や可能性を広げることにつながります。

また、社会において固定的な性別役割分担意識の解消が十分に進んでこなかった原因は、人々の意識の中の「あるべき女性像、あるべき男性像」が長年にわたって培われてきたものであるために、その意識の変換が早急には進まなかったことにあります。次代を担う子どもたちが健やかに、また「すべての人の人権と個性は尊重されるべきである。」という人権意識を持って各々の個性と能力を発揮できるように成長していくために、子どもの頃から、その発達段階に応じて、男女共同参画の理解の促進に努める必要があります。子どもたちが、将来を見通した自己形成が可能となるよう、暴力はいかなる場合も絶対許されるものではないことをはじめとした人権尊重の教育・啓発と、主体的に進路を選択・決定できる能力・職業観を身につけるとともに、自立した社会の担い手としての自覚を形成するキャリア教育の更なる充実が必要です。

そのために、家庭、学校及び社会が相互に連携し、男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育及び社会教育が進められるよう、保護者や教育関係者等への情報提供や学習機会の提供とともに男女共同参画の視点に立った教育の推進が重要です。

さらに、男女が主体的に多様な選択を行うことができるように、人生のそれぞれの段階におけるライフスタイル*に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、女性の能力や活力を引き出し、社会参画を進めるために生涯にわたる学習機会の提供に努める必要があります。

図 2 子どもの育て方についての考え



(H27 年度 鹿児島市男女共同参画に関する市民意識調査)

推 進 施 策

(1) 教育による男女共同参画の推進

教職員を対象とした研修を充実し、男女平等の理念の浸透と意識の高揚を図り、男女共同参画、ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)の視点に立った学校教育を推進します。

また、家庭においては幼児期からジェンダーにとらわれない子育てや、男女がお互いを尊重しあい、理解し助け合う心を育む教育に取り組むことが重要であり、そのために家庭教育に関する学習機会を提供します

(2) 情報を活用する能力(メディア・リテラシー*)向上のための取組

インターネットなどメディアによる影響が増大していることから、メディアに対して主体的に必要な情報を引き出し、評価・識別できるよう、メディア・リテラシー教育を推進します。

(3) 生涯学習の推進と女性のエンパワーメント*の促進

性別にかかわらず、人生のそれぞれの段階における主体的で多様な選択を可能にするため、サンエールかごしま(男女共同参画センター、生涯学習プラザ)を中心とした学習機会の提供と公民館活動の充実、教育文化施設の利用を促進します。

また、女性が社会的、職業的に自立するために必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努めます。

主 な 事 業	担 当 課
◇ 教職員対象男女共同参画研修会の開催	男女共同参画推進課
◇ 男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)(再掲)	男女共同参画推進課
◇ 乳幼児と保護者のための家庭の教育力向上講座開催事業	生涯学習課
◇ 生涯学習プラザ事業	生涯学習課
◇ 女性教育活動推進事業	生涯学習課
◇ 勤労女性センター事業(各種講座・自主クラブ)	生涯学習課

市民の取組 男女が互いの人権を尊重しあい、相手の立場を理解し、助け合う心を育てる家庭教育に取り組みましょう。
サンエールかごしまや公民館講座を活用して、男女共同参画について積極的に学習しましょう。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

～ 男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会 ～

Ⅱ-1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

現状と課題

将来にわたって持続可能な、多様性に富んだ活力ある社会を築いていくためには、男女共同参画社会の実現は不可欠であり、その実現に向けては、男女が対等な立場で共に政策や方針決定過程に参画し、多様な視点を導入し、多様な発想を取り入れていくことが重要です。

世界各国の男女平等の進み具合を表す国際的な指標による 2016 年版のランキング(図 3)では、経済、教育、保健、政治の4分野での男女格差を指数化した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」では、国会議員や管理職における女性の割合の低さなどから我が国は 144 か国中 111 位であったのに対して、妊産婦死亡率や中・高等教育への進学状況などを比較した「ジェンダー不平等指数(GII)」では 155 か国中 26 位となっています。両指数の順位之差は、すなわち我が国の政治・経済分野で女性の能力の活用が十分ではなく、女性の参画が大きく遅れていることを如実に物語っています。

本市においては、市政の進むべき方向の決定や事業の推進に関して審議などを行う各種審議会等への女性の参画率は、平成 14 年度末 21.9%であったものが、平成 27 年度末で 34.8%に達しており(図 4)、これまでの取組により、登用は徐々に進みつつあります。

国においては、政策・方針決定への女性の参画の拡大を我が国社会にとって喫緊の課題であるとして、「2020 年 30%(社会のあらゆる分野において 2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する。)」の目標を掲げ、さらに審議会等の委員については、女性委員の割合が 40%以上 60%以下という数値目標が設定されており、本市においても、国の取組に合わせて、取組を強化していくことが必要です。

今後とも、あらゆる分野の政策・方針決定過程に女性が参画し、男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、企業、地域などへ女性の参画の重要性についての理解の促進と働きかけを行うとともに、他者への見本となる役割モデル(ロールモデル*)や活躍事例等の収集、情報提供等による女性自身の意識や行動の改革などを行い、女性の参画を積極的に進める必要があります。

図 3 GGI, GIIにおける日本の順位

GGI(ジェンダー・ギャップ指数)			GII(ジェンダー不平等指数)		
順位	国名	GGI値	順位	国名	GII値
1	アイスランド	0.874	1	スロベニア	0.016
2	フィンランド	0.845	2	スイス	0.028
3	ノルウェー	0.842	3	ドイツ	0.041
4	スウェーデン	0.815	4	デンマーク	0.048
5	ルワンダ	0.800	5	オーストリア	0.053
:			:		
111	日本	0.660	26	日本	0.133

2016 年世界経済フォーラムによる指数

2015 年国連開発計画(UNDP)による指数

(資料:世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2016」及び国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2015」より作成)

推 進 施 策

(1) 審議会等への女性の参画の推進

各種審議会等の女性の公職参画状況調査を実施するとともに、平成 33 年度までに女性委員の比率を 40%とするために、登用計画の策定、進行管理を行います。

(2) 女性市職員の採用・登用の推進

能力主義と適材適所を基本としながら、女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画に基づき、能力開発のための研修の充実、ロールモデルの紹介などに努め、女性職員の積極的な登用を進めます。

(3) 女性の能力開発と人材情報の整備

様々な分野における女性のための学習機会を提供するほか、社会参画を促進するための市民活動を支援します。

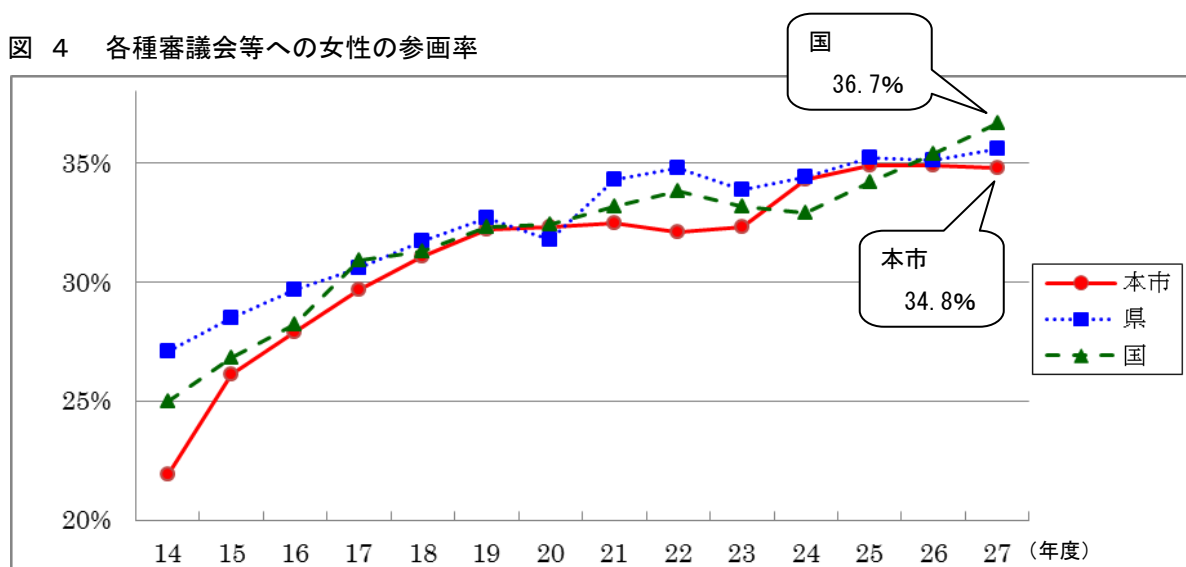
女性リーダーを養成するとともに、人材情報を収集・整備して提供します。

活躍する女性のロールモデルの発掘や活躍事例の収集、提供を行います。

主 な 事 業	担 当 課
◇ 公職参画状況調査	男女共同参画推進課
◇ 特定事業主行動計画に基づく取組	人事課ほか
◇ 女性団体連合会活動助成事業	男女共同参画推進課
◇ 勤労女性センター事業(職能向上に関する講座)	生涯学習課

市民の取組 審議会等の公募には、積極的に応募しましょう。
女性も自らの能力を磨き、自分の意見をはっきり主張して、社会に参画しましょう。

図 4 各種審議会等への女性の参画率



(鹿児島市、鹿児島県は各年度 3.31 現在、国は 9.30 現在)

(資料:鹿児島市)

II-2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進

鹿児島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画
(鹿児島市女性活躍推進計画)

現状と課題

働くことは生活の経済基盤を形成するとともに、私たちに生きがいをもたらし、自己実現や社会貢献につながる重要な意味を持っています。また、少子高齢化による労働力人口の減少が進むなかで、女性の就業は経済の活性化に大きく貢献するものです。性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、働く場においても、制度面のみならず、実質的な男女平等の確保が不可欠です。

これまで雇用の分野では、男女雇用機会均等法*、育児・介護休業法*などの改正により制度的な男女間格差の解消に向けて法整備は進んできました。しかし、女性は結婚や出産などにより離職を余儀なくされたり、希望する働き方での再就職が困難な傾向があります。非正規労働者に占める女性の割合は約7割で、経済的に不利な状況に置かれており、女性をとりまく雇用環境は厳しいものとなっています。

市民意識調査(図 5)においても、昇進、賃金などの男女間格差や女性が結婚や出産を機に退職する慣行など、雇用の現場における男女間格差が依然として残っている現実が浮き彫りになっています。また、女性の仕事に対する考えの理想と現実(図 6)をみると、女性が仕事を続けることに8割の人は肯定的ですが、現実には、「子育ての時期に一時的にやめて、その後はパートタイムで仕事を続ける。」の割合が最も高くなっています。仕事をやめる理由として、「仕事と家事・育児の両立は大変」「家事・育児に専念したい」が多いことから、働きながら家事・育児を両立させるといったことが簡単なものではない現状が読み取れます。さらに、平成 27 年度の市勤労者労働基本調査によると、「女性の管理職への登用」を「行っていない」と回答した事業所の割合は 34.9%で、平成 25 年度の県労働条件実態調査における女性管理職(課長相当職)の割合は 11.9%にとどまっています。

このような中、平成 27 年8月に、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することにより、豊かで活力ある社会の実現を目指す女性活躍推進法*が成立しました。

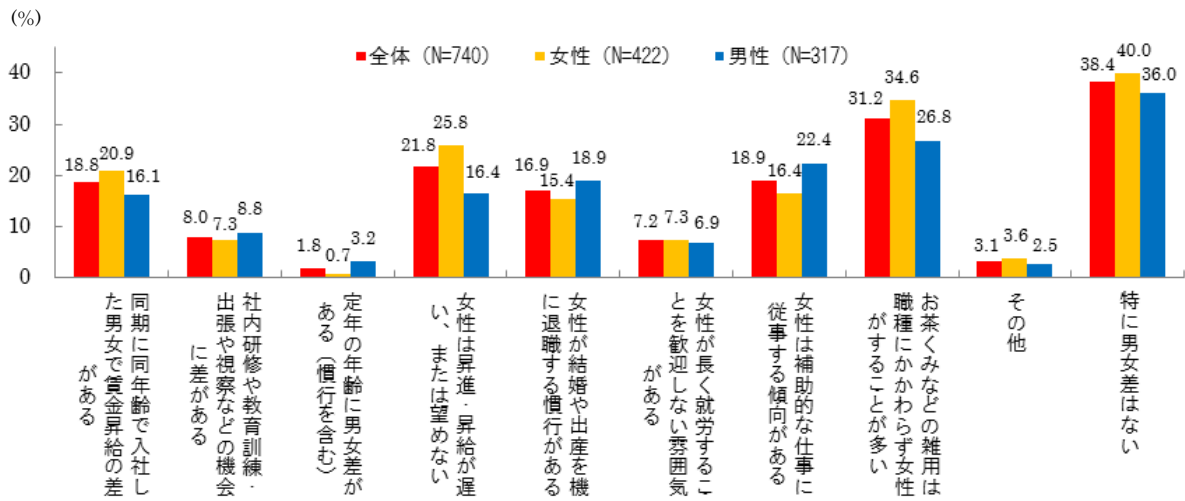
雇用の場における男女共同参画を推進するためには、企業に対し、男女の均等な機会と待遇の確保はもとより、性別による固定的な役割分担を反映した職場慣行が女性の職業生活に及ぼす影響に配慮して、女性の就業の継続や再就職支援(M字カーブ*問題解消に向けた取組)、女性に対する積極的な機会の提供、職業生活と家庭生活が両立できるような雇用環境の整備について、国や県とも連携して働きかけを行うほか、市民への労働関係情報の提供や学習機会の充実、再就職への支援に努める必要があります。

また、経済の活性化に果たす女性の役割を認識し、農林水産業、商工業などの自営業の分野や起業においても男女が均等な機会の下で一層活躍することができるような取組を進める必要があります。

* M字カーブ

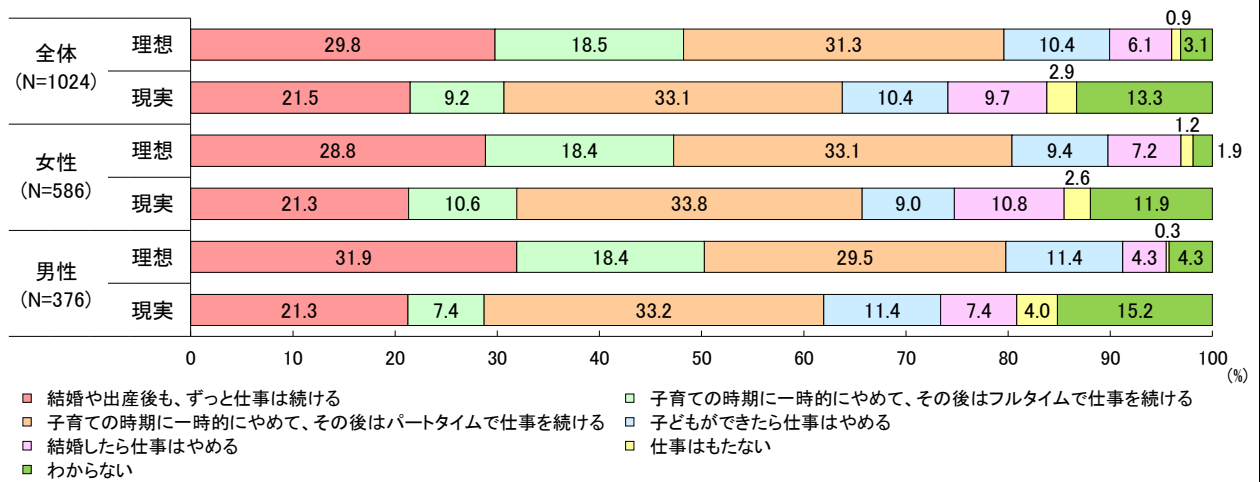
女性の年齢階級別労働力率の推移(総務省)でみると、通常、結婚・出産・子育て期にあたる20歳から40歳代に労働力率が低下する「M字カーブ」を描くといわれています。(図 7、用語解説参照)

図 5 職場での男女格差の有無



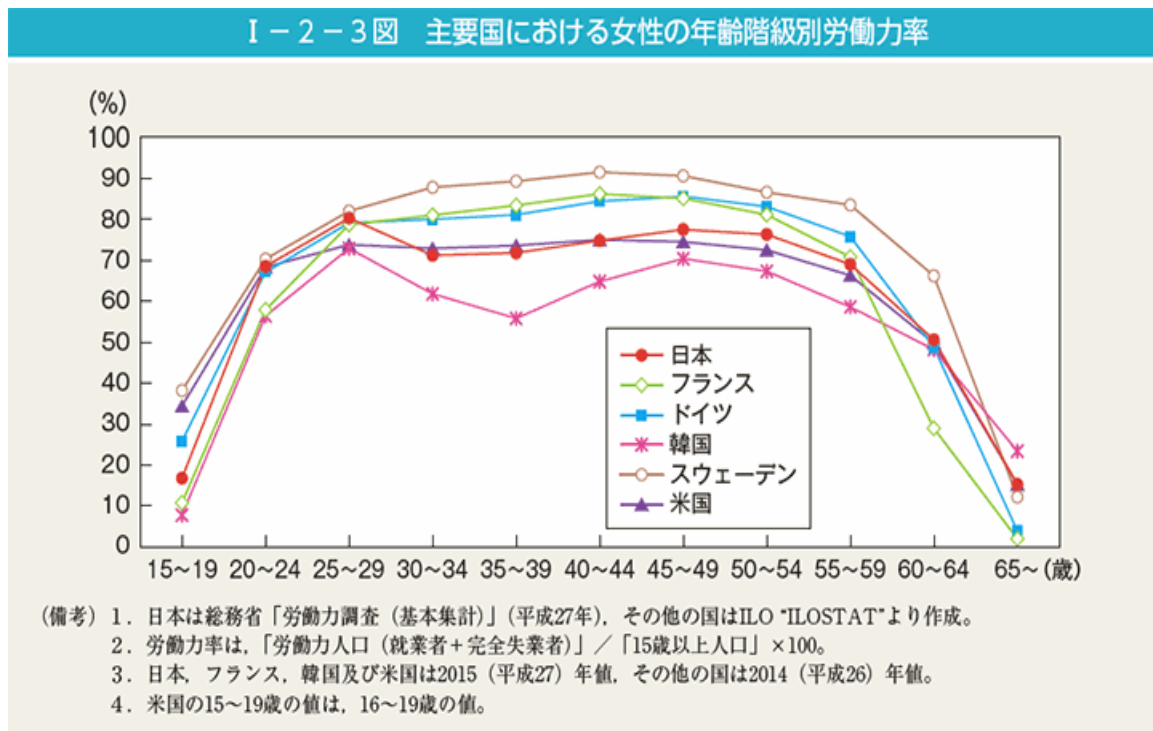
(H27 年度 鹿児島市男女共同参画に関する市民意識調査)

図 6 女性の仕事に対する考え(理想と現実)



(H27 年度 鹿児島市男女共同参画に関する市民意識調査)

図 7 女性の年齢階級別労働者率の国際比較



(資料:平成 28 年版 男女共同参画白書)

推 進 施 策
<p>(1) 男女雇用機会均等法に基づく雇用環境の整備</p> <p>情報誌の発行や学習機会の提供等により、男女雇用機会均等法の周知と、性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*等の防止に向けた広報啓発を行います。</p>
<p>(2) 女性活躍に向けた人材育成の支援</p> <p>女性がいきいきと活躍する企業の取組の好事例等の情報を収集・発信するほか、キャリアカウンセリングなどの就業に関する相談事業、働く女性の能力開発のためのセミナー等を通して、働く場における女性活躍を支援します。</p>
<p>(3) 多様な働き方に応じた支援と就業環境の整備</p> <p>パートタイム労働、有期契約労働、派遣労働など多様な就業形態に対して公正な処遇が図られるとともに、在宅勤務など柔軟性の高い働き方が推進されるよう、法制度等の情報の周知広報を進め、労働者福祉の向上を図ります。</p>

推 進 施 策

(4) 再就職、起業、自営業等における女性の能力発揮と経営参画の促進

多様な生き方、働き方があることを前提に、各人がそれぞれの生き方を選択する際に、職業生活においてもその能力を十分に発揮できるように様々な支援を行います。

子育て・介護をしながら就業を目指す女性に対して、就職に役立つ情報や学習機会の提供、関係機関との連携などを通して再就職を支援します。

起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営助言等、支援の充実を図ります。

中小企業、農林水産業などの自営業に従事する女性の能力開発や経営参画のための研修会等や情報の収集提供を行います。

(5) 職業生活における女性の活躍のための支援

女性活躍推進の必要性を企業に広く働きかけていくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、女性活躍に取り組む企業を評価するための優遇制度を検討します。

鹿児島市においては、率先して特定事業主行動計画に基づき女性が活躍しやすい基盤づくりを推進します。

主 な 事 業	担 当 課
◇ 男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行(再掲)	男女共同参画推進課
◇ 男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)(再掲)	男女共同参画推進課
◇ 女性活躍推進事業	男女共同参画推進課
◇ 女性活躍アドバイザー配置事業	男女共同参画推進課
◇ 労政広報誌等の発行	雇用推進課
◇ ワーク・ライフ・バランス*を目指す事業所応援事業	雇用推進課
◇ 働きたい女性の就活応援事業	雇用推進課
◇ 新規創業者等育成 女性・学生・シニア起業チャレンジ支援事業	産業創出課
◇ 特定事業主行動計画に基づく取組(再掲)	人事課ほか

市民の取組 女性も自らの能力を磨き、様々な場で自分の意見をはっきり主張しましょう。
働くことへの意識を高め、能力発揮に努めましょう。
能力開発のためにセミナー等に進んで参加しましょう。

事業者の取組 男女雇用機会均等法等法令を遵守し、周知に努めましょう。

Ⅱ-3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

鹿児島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画
(鹿児島市女性活躍推進計画)

現状と課題

市民意識調査(図 8)によると、生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域、個人の生活」の優先度については、「仕事」と「家庭生活」と「地域、個人の生活」をともに優先したいと 15.4%の人が希望しながら、実現できているのは 5.7%にとどまり、「仕事」を優先したいと希望する人はわずか 7.6%でありながら、実際に「仕事」を優先している人は 26.9%にも上っている現状があり、仕事や家庭生活、地域活動などに自分の希望するバランスで関わっていくことが課題となっています。

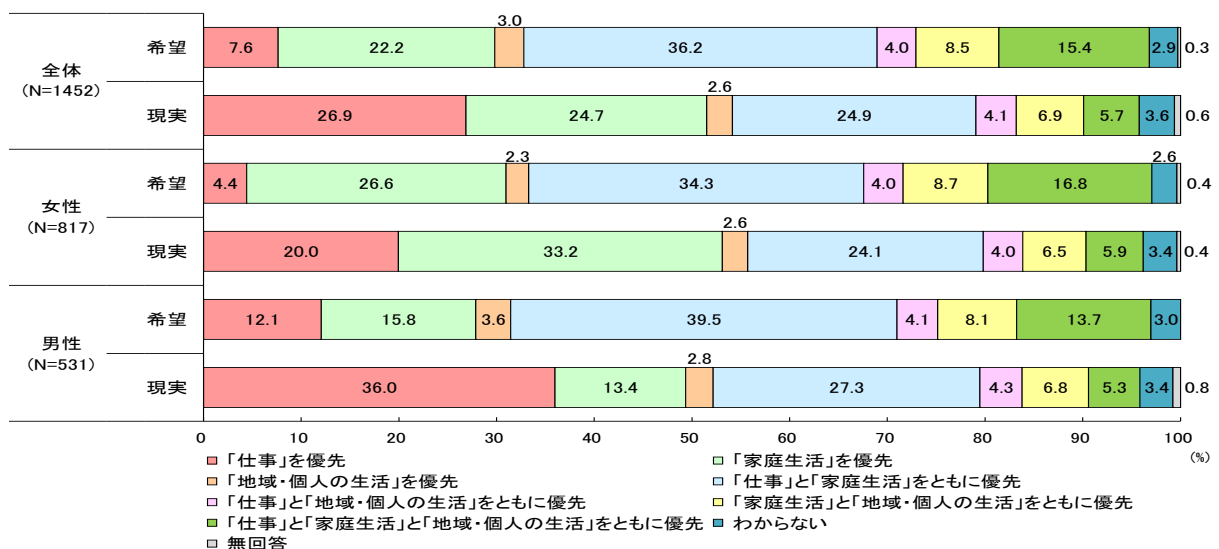
平成 25 年度の市こども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査で、就労している父親の1日の残業時間を見ると、2時間以上3時間未満が 22.9%と最も多く、約半数の父親が、2時間以上7時間未満の範囲で残業していることとなります。また、子どもが病気やケガで保育園等を休んだ時の対処法を見ると、「母親が休んだ」が 57.7%に対して、「父親が休んだ」は 15.2%にとどまり、育児休業を取得しなかった理由で「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と答えた割合が母親 8.7%に対し父親は 14.7%に上るなど、男性が仕事に追われ、家事や育児に参画しづらい状況が伺えます。

女性の就業率が年々増加し、女性の活躍が進んできている一方で、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行(男性中心型労働慣行*)が依然として根付いており、家事・育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっています。また、男性にとっても、男性中心型労働慣行が、家事・育児・介護等への参画や地域社会への関わりへの障害となっている状況にあるといえます。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていくうえで重要なものです。男女とも長時間労働を当たり前とせず、厳しい時間制約があることを前提とした働き方を構築し、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、社会の活力と成長力を高め、持続可能な社会を実現するためには不可欠です。

ワーク・ライフ・バランスの持つ意義について、企業を含めて社会全体に浸透させ、育児・介護休業制度等の条件整備や取得促進の働きかけと合わせて、男性中心型労働慣行等の見直しを促し、男女が共に仕事や家庭生活、地域活動などに自らの希望するバランスで参画できる環境づくりを推進していかなければなりません。

図 8 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方(希望と現実)



(H27 年度 鹿児島市男女共同参画に関する市民意識調査)

推 進 施 策

(1) ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が、企業や経済社会の活性化や個人生活の充実につながるものであることを踏まえ、長時間労働の削減や生産性の向上に向けた効率的な働き方を推進するとともに、男性中心型労働慣行及び固定的性別役割分担意識の見直しの必要性について、管理職も含めて意識啓発を図ります。

企業における取組を促進、評価するための優遇制度を充実します。

ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の好事例等の情報を収集・発信します。

(2) 家事・育児・介護を行う労働者が働き続けられる環境の整備

男性の家事や育児、介護への参画を促進するために、学習機会の提供、育児・介護当事者の交流の場や情報の提供などを行います。

市職員については、率先して長時間労働を削減し、有給休暇の取得を推進するとともに、男性の育児休業取得について意識啓発を図り、育児・介護休業制度の定着を推進します。

(3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育の提供、延長保育、病児病後児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の実施などにより、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。また、余裕教室の徹底活用や民間の活用などにより、計画的かつ積極的に児童クラブを整備します。

すこやか子育て交流館を核とした子育て支援のネットワークを構築するなど、地域における子育て支援体制を整備・充実します。

子育て中の親に対して社会参画を支援するサポート、相談体制を充実します。

子育て世帯への経済的支援策を充実します。

また、介護者の負担を軽減するために、介護人材育成や介護サービスを充実します。

主 な 事 業	担 当 課
◇ 男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行(再掲)	男女共同参画推進課
◇ 男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)(再掲)	男女共同参画推進課
◇ ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業(再掲)	雇用推進課
◇ 男性の育児参加ムーブメント推進会議開催事業	こども政策課
◇ 育児支援ハンドブックの配布	人事課・職員課
◇ 延長保育促進事業、病児・病後児保育事業	保育幼稚園課
◇ 放課後児童健全育成事業	こども政策課
◇ 家族介護講習会等開催事業	長寿 あんしん 課

市民の取組 仕事中心の生活から、家庭・地域を視野に入れたバランスのとれたライフスタイルに転換しましょう。育児・介護サービスを利用しながら家族みんなで助け合いましょう。

事業者の取組 育児・介護休業制度について従業員等に情報提供を行い、男性も含めて取得しやすい雰囲気づくりに努めましょう。
長時間労働の削減など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりに努めましょう。

II-4 地域・防災・環境分野への男女共同参画の推進

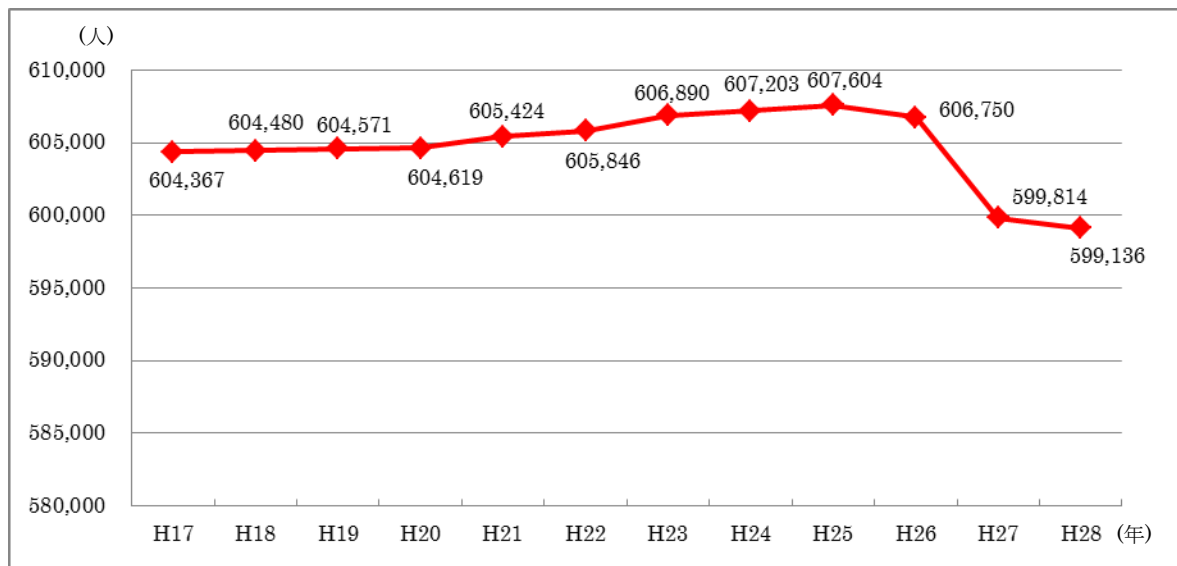
現状と課題

「鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」によると、本市においても平成25年をピークに人口減少局面へ移行した可能性が高くなっています(図9)。若い女性の人口減少が進み、少子化が一層深刻化することや、若い世代が少なくなることで地域コミュニティを維持することが困難になることなどが懸念されます。そのような中、地域での防犯活動、高齢者や障害者など支援を必要とする人々の見守り活動、町内会、老人クラブ、子ども会といった各種の地域活動の活性化を図り、女性も男性も、多様な住民に出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。

東日本大震災では、防災分野での男女共同参画の取組や地域における男女共同参画の取組が十分進んでいないことが、現場での様々な問題として顕在化したという面がありました。このことを受け、国は「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、女性に配慮した避難所運営などを求めてきましたが、平成28年4月に発生した熊本地震でも、対応が不十分なケースが見受けられました。防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画することや、男女のニーズの違いに配慮し、男女が共に事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施する、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立が求められています。

また、環境の分野については、地域に根ざした活動から、全国規模、地球規模の活動まで様々なものがありますが、組織の運営や活動の進め方など、あらゆる分野での男女共同参画を推進していくことが、持続可能な社会を形成していくうえでますます重要になってきています。

図9 鹿児島市の推計人口(各年10月1日現在)



(鹿児島市市民課)

推 進 施 策

(1) 男女共同参画の視点を持った地域コミュニティの形成

地域における方針決定過程への女性の参画拡大や、多様な年齢層の男女の参画を促進するとともに、消費者として自主的かつ合理的に行動できるように支援します。

ボランティア活動や地域活動の活性化を図り、市民活動を支援します。

(2) 防災における男女共同参画の推進

地域防災計画の策定・執行にあたっては男女共同参画の視点を取り入れるとともに、適切に避難所運営や被災者支援等が行われるよう、防災関係者に対して意識啓発を図ります。

消防団、自主防災組織における活動等に女性の参画を拡大するとともに、消防行政においても女性消防吏員を増やすための取組を行うなど、女性職員の活用を図ります。

(3) 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組

環境問題に関する市民の意識を喚起するとともに、市民団体の環境活動、ネットワークを支援し、環境分野における男女共同参画を推進します。

主 な 事 業	担 当 課
◇ コミュニティ活動推進講座	地域振興課
◇ 消費者教育担い手育成事業	消費生活センター
◇ 消防団活性化事業	消防局警防課
◇ 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実	危機管理課
◇ かごしま環境未来館管理運営事業	環境政策課

市民の取組

町内会活動など、地域の活動に積極的に参加しましょう。

地域において、男性優先の慣習を改め、男女ともに活動しやすい環境を作りましょう。

Ⅱ-5 男女共同参画の推進に関する国際社会との協調

現状と課題

女性の地位向上と男女平等に向けた我が国の取組は1975年(昭和50年)の国際婦人年を契機とする国際的な動きと連動して進められてきました。1995年(平成7年)に開催された第4回世界女性会議で採択された北京宣言では、すべての女性の「平等・開発・平和」の目標を推進することが明確にされ、その実現のためには、地球上の人々の多様な生き方や生活・文化などについて理解を深め、尊重しあうことが求められています。

このようななか、我が国は、1985年(昭和60年)に女子差別撤廃条約を批准しましたが、2016年(平成28年)の国連の女子差別撤廃委員会の最終見解で指摘されているように、いまだ多くの課題が残されています。

国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで不可欠な要素であることから、本市においても、国際的な男女共同参画の取組状況を常に把握し、市民に情報発信するとともに、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことが重要です。

推 進 施 策

(1) 男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供

国際的な男女共同参画に関する情報を収集・整備し、市民に情報発信、提供します。

主 な 事 業	担 当 課
◇ 男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)(再掲)	男女共同参画推進課
◇ 男女共同参画センター運営事業(図書等の収集提供)	男女共同参画推進課
◇ サンエールフェスタ開催事業(再掲)	男女共同参画推進課

市民の取組 自分にできることから国際交流を実践し、国際理解を深めましょう。

基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

～ 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ～

Ⅲ-1 配偶者等からの暴力の根絶

鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画
(鹿児島市DV対策基本計画)

(1) 配偶者等からの暴力防止のための情報提供及び啓発の強化

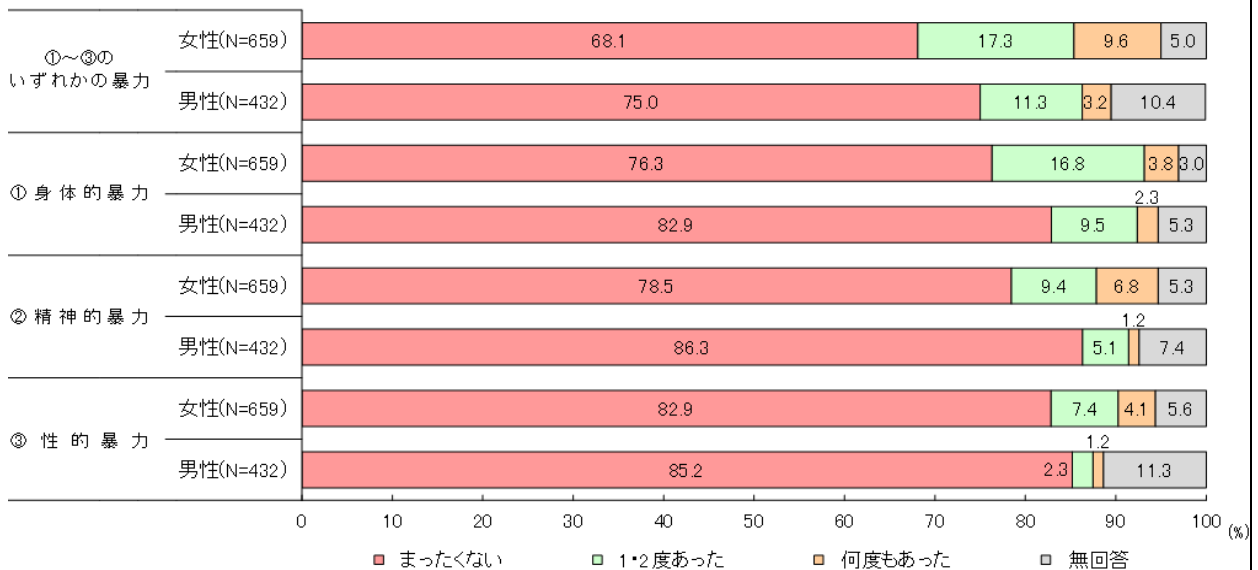
現状と課題

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの人権が尊重され、性別により差別されないことが大切です。配偶者・パートナーからの暴力(DV*)、性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、重大な人権侵害であると同時に、男女の平等やお互いの尊厳を重んじた対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害する要因となっています。全ての人が安全に安心して暮らせる社会を実現するためには、これらの暴力を許さない社会を目指し、絶え間ない取組が必要です。

特にDVは、被害者の多くは女性であり、暴力の要因として男女間の経済力や社会的地位の格差、性別による固定的な役割分担意識など、男女が置かれている状況等が深く関わっている構造的な問題であることから、男女共同参画社会の形成を妨げる社会的な問題であるという認識が必要です。

本市においては、これまでカードサイズDVリーフレットの配布や生徒・学生向けデートDV*講演会、DV防止庁内連絡会議や庁内外の関係機関からなるDV防止対策委員会の開催など、DVの予防と被害者支援に向けた取組を行ってきていますが、市民意識調査(図 10)によると、配偶者間等で、身体、精神、性的のいずれかの暴力の被害経験が「1、2度あった」「何度もあった」と答えた人は、女性では約4人に1人、男性では約7人に1人に上るなど、DVは多くの人にとって身近に起こっており、更なる予防啓発が重要です。

図 10 配偶者からのDV被害経験の有無(性別・暴力種類別)



(H27年度 鹿児島市男女共同参画に関する市民意識調査)

また、DVの防止には、若年層を対象として早い段階から啓発を行うことが有効であるといわれています。市民意識調査(図 11)では、10歳代から20歳代において、身体、精神、性的のいずれかの暴力の被害経験が「1, 2度あった」「何度もあった」と答えた人は、女性では約6人に1人となっており、DVは大人だけの問題ではありません。

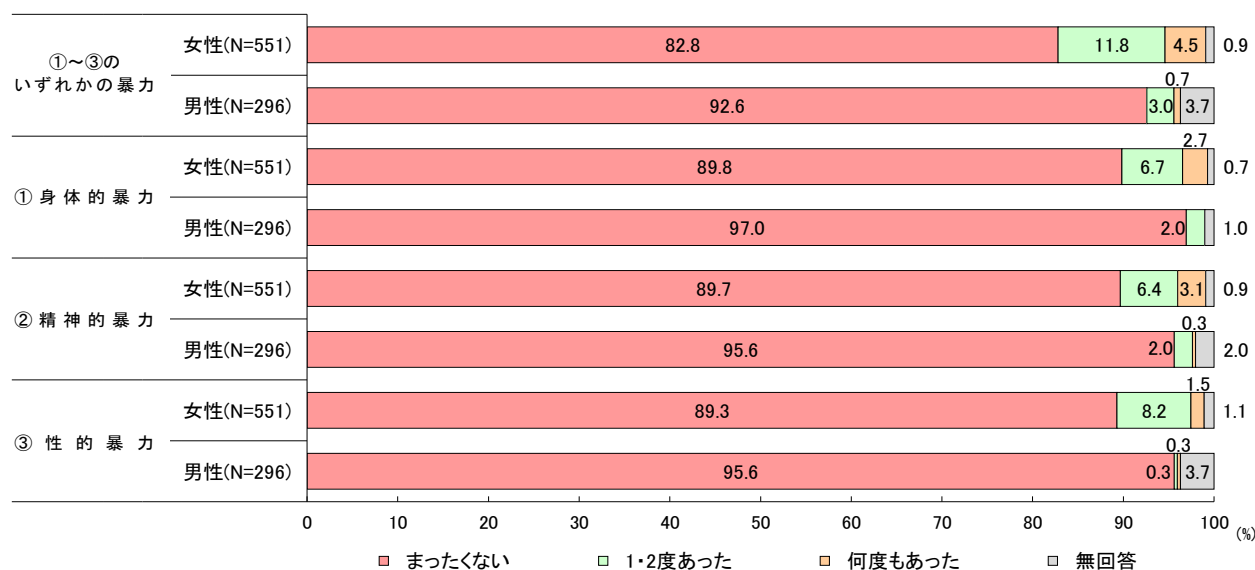
近年、SNS*(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)など、インターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力は一層多様化しています。平成 25 年の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手(元交際相手を含む)からの暴力もDV防止法*の対象となったことも踏まえ、交際相手等からの暴力(デートDV)の問題について考える機会を積極的に提供するとともに、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める広報啓発や、男女平等の理念に基づく教育を行う必要があります。

推 進 施 策
DV根絶のための講座や研修会を実施し、あらゆる場で広報啓発活動を展開します。 DVの発生を未然に防ぐためにデートDV講演会を開催するなど、若年者へのDV予防教育を充実します。

主 な 事 業	担 当 課
◇ 男女共同参画情報誌(すてっぷ)の発行(再掲)	男女共同参画推進課
◇ デートDV講演会等の開催	男女共同参画推進課
◇ DV防止啓発誌の配布	男女共同参画推進課

市民の取組 DV(ドメスティック・バイオレンス)は人権侵害であるという意識を深めましょう。

図 11 10歳代から20歳代における交際相手からのDV被害経験の有無(性別・暴力種類別)



(H27年度 鹿児島市男女共同参画に関する市民意識調査)

(2) 相談窓口の周知と相談体制の充実

現状と課題

近年、DVに関しては、全国的に相談件数が増加していますが、被害者は、自立に至るまでに心身の健康の回復、就業、住居や生活費の確保、子どもの就学など様々な困難を抱えており、被害者へのきめ細やかな支援が求められています。そのためには、男女共同参画センターにおける女性のための総合相談や法律相談等を、今後も引き続き身近な相談先として周知を図るとともに、相談だけでなく被害者の自立までの切れ目のない支援を行っていく必要があります。

また、市民意識調査(図 10・11)からは、男性もDVの被害にあっている実態が読み取れますが、相談に訪れる男性は非常に少ないことから、男性に向けた相談先の周知や相談体制の整備にも留意する必要があります。

被害者は、加害者からの報復や当事者同士の複雑な関係など様々な理由から支援を求めることをためらうことがあります。被害の深刻化を防ぐためには、被害者を早期に発見し、警察への通報や各種相談機関への相談を促さなければなりません。

推 進 施 策
<p>市広報誌やリーフレット等を活用し、男女共同参画センター相談室(鹿児島市配偶者暴力相談支援センター*)をはじめ、各相談窓口について広報・周知します。</p> <p>関係機関の相談員のスキルアップ*を図り、相談体制を充実します。</p>

主 な 事 業	担 当 課
◇ カードサイズDVリーフレットの配布	男女共同参画推進課
◇ 男性相談カードの配布	男女共同参画推進課
◇ 男女共同参画センター運営事業(相談事業)	男女共同参画推進課
◇ 関係機関相談員研修・意見交換会開催	男女共同参画推進課

市民の取組 暴力に気づいたら、警察、配偶者暴力相談支援センター等に相談・通報しましょう。

(3) 関係機関との連携の強化

現状と課題

DV被害者は、心身の回復、生活再建にあたり様々な困難を抱えることになり、その保護のためには、あらゆる場面で、庁内関係課の連携はもとより、国、県、警察、裁判所、医療機関、民間支援団体、さらには、他市町村など広域的な連携が必要です。特に、安全を確保するためには、警察との協力・連携は不可欠です。

また、職務上被害者と接する機会の多い窓口担当者等に対しては、DVの特性に関する理解、被害者の個人情報への配慮などについて研修を行い、不適切な対応により、被害者に更なる被害(二次被害*)が生じることのないよう配慮する必要があります。

平成25年度にDV防止対策委員会を設置し、組織の垣根を越えた連携の強化を図っていますが、平成28年1月に国際認証を取得した「セーフコミュニティ*」における取組を通して、全市的なDV防止活動を着実に推進することが重要です。

推 進 施 策
<p>DV防止対策委員会を開催し、DV被害者への支援に係る関係機関との情報交換を密にし、官民双方向の支援・連携を強化します。</p> <p>DV防止庁内連絡会議、関係機関相談員研修会等を実施して、職務関係者からの二次被害を防止します。</p> <p>民間支援団体等への活動支援を検討します。</p>

主 な 事 業	担 当 課
◇ DV防止対策委員会の開催	男女共同参画推進課
◇ 警察署、県女性相談センター等との連携	男女共同参画推進課
◇ DV防止庁内連絡会議開催	男女共同参画推進課
◇ 関係機関相談員研修・意見交換会開催(再掲)	男女共同参画推進課
◇ 民間支援団体等への活動支援の検討	男女共同参画推進課

女性に対する暴力をなくす運動(11月12日~25日)

内閣府・男女共同参画推進本部が、毎年11月12日~25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と位置づけ、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしており、全国的に地方自治体や女性団体その他関係機関が、啓発イベント等を実施するなど、女性に対する暴力の問題に対する取組を強化して実施しています。本市でも、この期間中に講演会や街頭キャンペーンなどの啓発活動を行っています。



女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク

(4) 被害者の保護と自立支援の充実

現状と課題

DV被害者が加害者との生活に終止符を打ち、新たな場所で生活を再建していくためには、暴力によってダメージを受けた心身の回復や住宅の確保、就労等による経済基盤の確立、子育て支援等、中長期にわたる様々な支援が必要です。

支援に当たっては、加害者が個人情報に係る閲覧等を不当に利用し被害者等の住所を探索するおそれがあることを踏まえ、被害者情報の保護の徹底や、緊急時の安全確保に配慮すること、さらに、それぞれのDV被害者の状況に応じたきめ細やかな配慮のもとで、相談から自立支援まで切れ目ない支援を行う体制づくりが求められています。

推 進 施 策

鹿児島県女性相談センター、母子生活支援施設、警察等との連携により、DV被害者の保護・緊急避難先を確保します。

市営住宅の優先入居の取扱い、生活保護制度の活用、配偶者暴力相談支援センターが発行する証明の活用等により自立生活を支援するとともに、配偶者暴力相談支援センターを中心とした本市のDV被害者の支援体制の充実を図ります。

住民基本台帳事務における支援措置の適切な運用、また全庁的に情報管理を徹底して、被害者の安全を確保します。

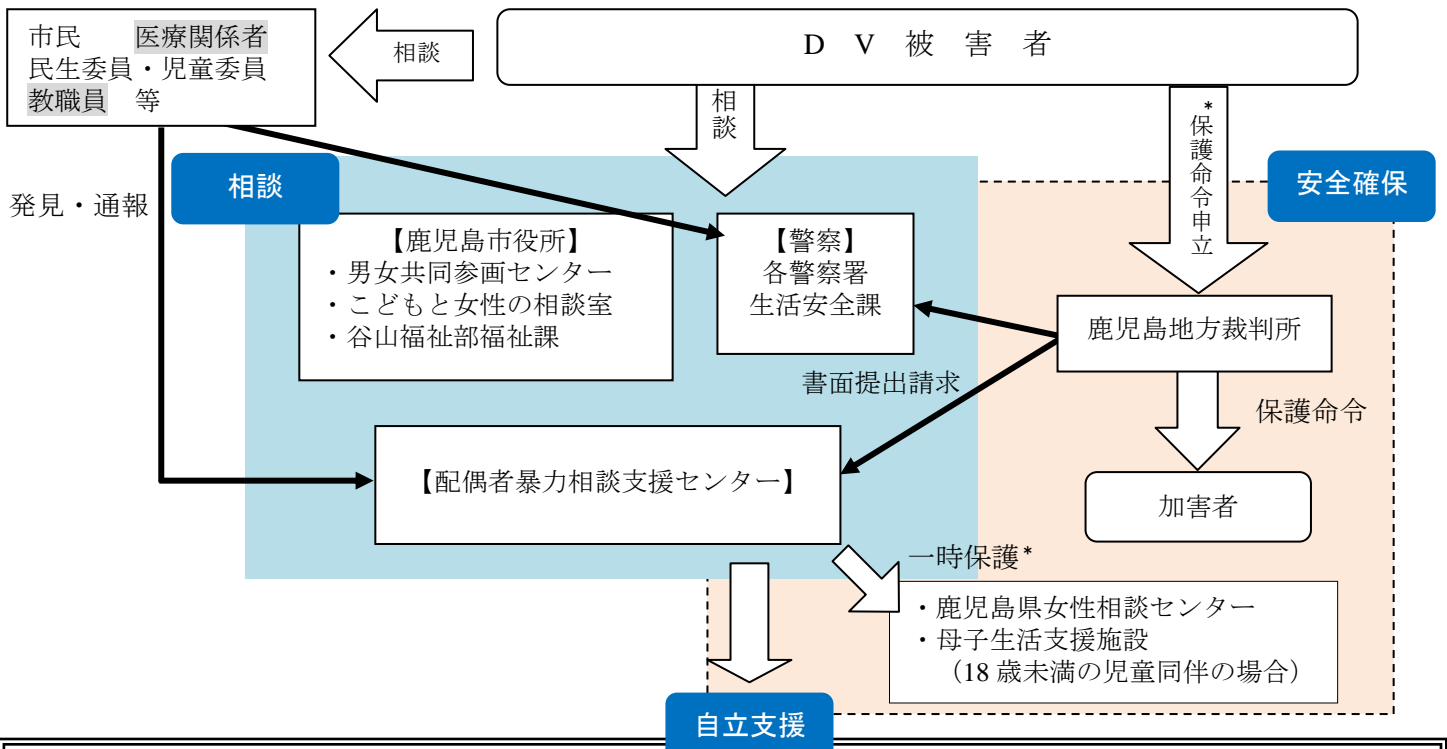
主 な 事 業	担 当 課
◇ 配偶者暴力相談支援センター業務の実施	男女共同参画推進課
◇ <u>警察署、県女性相談センター等との連携(再掲)</u>	男女共同参画推進課
◇ DV等の被害者に係る住民票の写しなどの交付制限	市民課
◇ 配偶者からの暴力被害者の市営住宅入居の優遇措置	住宅課

パープルリボン運動



子どもや暴力の被害者にとって世界を安全なものとするを目的として、1994年(平成6年)、アメリカで近親姦やレイプの被害者によって生まれたものです。現在、40カ国以上の国際的なネットワークに発展し、「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルとして使われています。本市では「女性に対する暴力をなくす運動」の一環としてパープルリボンツリーを市内各所に設置しています。

DV被害者を支援する関係機関の連携(相談・安全確保・自立支援)



<p>自立に向けた支援・情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画センター こどもと女性の相談室、<u>谷山福祉部福祉課</u> 配偶者暴力相談支援センター 母子生活支援施設、婦人保護施設 民間支援団体 		
<p>生活拠点の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもと女性の相談室 (母子生活支援施設) 住宅課 (市営住宅) 県女性相談センター (婦人保護施設) 県住宅政策室 (県営住宅) 	<p>福祉サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> こども未来部 すこやか長寿部 福祉部 <u>・谷山福祉部</u> 	<p>子どもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> こども政策課 (保育所、児童クラブ、ファミリーサポートセンター) 教育委員会 (就学援助、転校手続き) 児童相談所 学校、幼稚園、保育所、児童養護施設等
<p>法律相談・法的手続き支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画センター 市民相談センター 県男女共同参画センター 法テラス (資金援助) 県弁護士会 地方裁判所、家庭裁判所 	<p>心身のケア・医療支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健予防課、<u>保健センター</u> 精神保健福祉センター 医療機関 <u>・民間支援団体</u> 	<p>経済的支援・行政手続き支援</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもと女性の相談室、<u>谷山福祉部福祉課</u> (母子父子寡婦福祉資金など) 生活保護担当課 住民基本台帳担当課 国民年金担当課 国民健康保険担当課 年金事務所 社会福祉協議会 (生活福祉資金貸付)
<p>就労支援・職業訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもと女性の相談室、<u>谷山福祉部福祉課</u> 生活・就労支援センターかごしま ハローワーク 		

Ⅲ-2 男女の人権の尊重と自立への支援

現状と課題

生涯を通じて豊かな人生を送るためには、女性も男性も互いの身体的性差を十分理解しあい、健康についての正確な知識・情報を得て、心身ともに健康を維持していくことが大切です。そのためには、子どもの頃からの健康教育や性教育、食育を推進するとともに、健康に甚大な影響を及ぼす問題について十分な情報提供に努めなければなりません。

女性は妊娠や出産を経験する可能性があるなど、男性と異なった健康上の問題に直面することに留意し、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*」(性と生殖に関する健康と権利)の視点を踏まえ、女性の生涯を通じた健康の保持増進を支援する一層の取組が必要です。

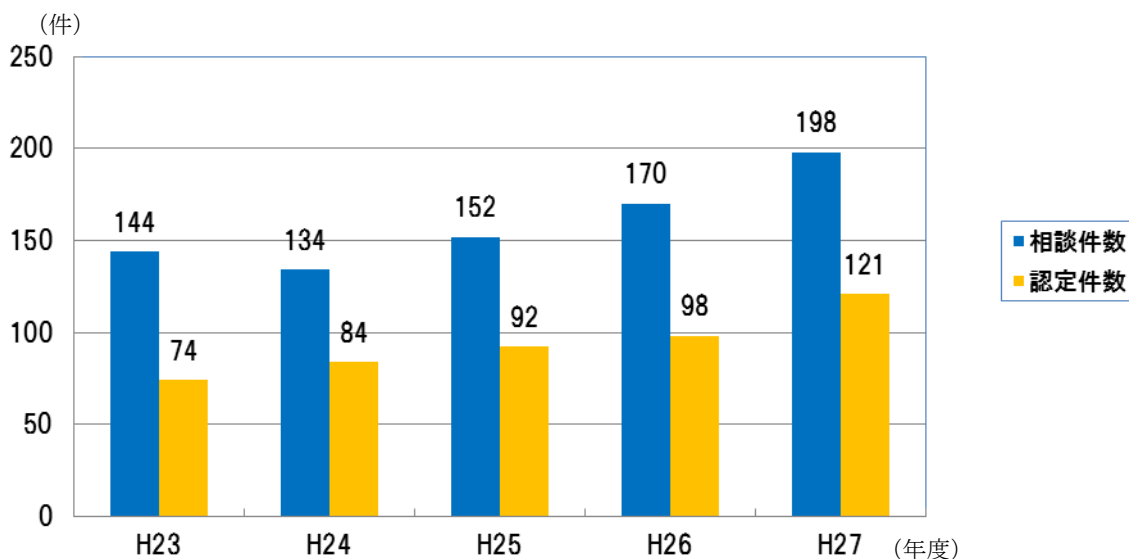
男性については、すべての年代で女性より自殺率が高く、特に15歳から44歳という、学生や社会人として社会を牽引する世代において、死因順位の第1位を自殺が占めています。「男性は強くあるべき、弱音は吐くべきでない」という意識が根強く残っていて、その過重な責任感が生きづらさの原因の一つと言われています。精神面で孤立しやすい男性の心身の健康についても配慮が求められています。

性的指向*や性同一性障害*などを理由として困難な状況に置かれている人々に対しては、人権尊重の観点から配慮が必要です。

さらに、全国各地で家庭における子どもへの虐待により、子どもを死に至らしめたり、心身に深刻な被害を及ぼしたりする児童虐待が数多く起こっています(図12参照)。次代を担う一人ひとりの子どもの成長を学校や個人、家庭だけの問題とするのではなく、社会全体で見守り、支えていくという観点から、児童虐待の早期発見、早期対策、被害児童の迅速かつ適切な保護をはじめ、経済状況が厳しい家庭環境にある子どもへの更なる支援や障害のある子どもの自立や社会参加に向けた対策の充実など、安心して親子が生活できる環境づくりが大切です。

また、社会全体としては、単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られます。男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる男女共同参画の推進のためには、このように様々な困難な状況に置かれている人々が社会の中で自立し、健康で安心して暮らせる環境整備を進めていくことが必要です。

図12 本市の児童虐待相談件数



(資料:鹿児島市)

推 進 施 策

(1) 各種相談機能の充実

女性のための総合相談をはじめ、現代社会における男女の様々な不安やストレスの軽減・解消を図るための相談体制を充実し、それぞれのライフステージ*に応じた心の健康づくりなどを支援します。

また、性的指向や性同一性障害などを理由として困難な状況に置かれている人々に対しての相談体制、精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を確立するほか、自殺に関する相談、自殺予防に関する啓発活動を充実します。

(2) 生涯を通じた男女の健康の支援

生涯を通じた心身の健康の保持・増進のための食育及び健康教育、健康相談、健康指導等を推進するとともに、労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく母性保護、母性健康管理についての情報提供・意識啓発を図ります。

健康増進のためにあらゆる年代に対応したスポーツ参加を促進します。

妊娠・出産に関する健康支援、性差に応じた医療に関する知識の普及、薬物乱用についての広報啓発など健康を脅かす問題への対策を推進します。

(3) 男女の人権が尊重される社会環境の整備

学校、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止のための研修や広報啓発活動を推進します

女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりを進めます。

青少年健全育成活動を推進し、人権侵害につながる有害環境の浄化に努めます。

子どもに対する暴力・虐待に対して総合的な対策に取り組みます。

(4) 様々な困難に直面する人々への支援

貧困など生活上困難な状況に置かれたひとり親家庭等に対して、経済的・社会的自立を促進するために、きめ細やかな支援を行います。

複合的な課題を抱える生活困窮者に対する相談体制を整備するとともに、その自立を支援します。

外国人への多言語対応による情報提供など、外国人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

主 な 事 業	担 当 課
◇ 男女共同参画センター運営事業(相談事業)(再掲)	男女共同参画推進課
◇ 精神保健福祉推進事業	保健予防課
◇ 自殺対策事業	保健予防課
◇ 元気いきいき検診事業	保健予防課
◇ 食育推進事業	保健政策課
◇ 児童虐待対策事業	こども福祉課
◇ 生活困窮者自立支援事業	保護第一課

市民の取組 悩みや問題は一人で抱えこまずに、相談機関を積極的に利用しましょう。
 家庭でも性や命の大切さについて語り合しましょう。
 子どもの虐待に気づいたら、児童相談所や地区の民生委員に知らせましょう。

事業者の取組 職場におけるセクシュアル・ハラスメントをなくしましょう。

第4章 計画達成のための指標

基本 目標	目 標 指 標	22年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (目標値)	33年度 目 標 値
I 男女共同参画社会に向けての意識づくり					
I-1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革					
	「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合	44.9%	34.7%	40.0%	30.0%
	「ジェンダー*」の認知度	51.7%	46.5%	76.0%	100.0%
男女共同参画関連事業への男性の参加率	サンエールフェスタ	23.2%	23.1%	26.0%	29.0%
	学習研修事業	21.6%	21.5%	26.0%	29.0%
I-2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実					
	生涯学習関連施設の利用状況	1,670千人	1,522千人	1,697千人	1,727千人
II あらゆる分野における男女共同参画の促進					
II-1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大					
	市役所における審議会等への女性の参画率	32.1%	34.8%	36.0%	40.0%
	女性が配置されていない市役所の課係の数（市長事務部局）	27.1%	22.8%	24.0%	20.0%
	女性市職員の研修参加の構成率（基本研修を除く）	19.9%	15.7%	25.0%	30.0%
	市役所で管理的地位にある職員に占める女性割合（消防局・企業を除く） <新規>		10.8%		18.0% (平成32年度)
	男女共同参画リーダー養成人員	53人	63人	68人	83人
	人材リスト登録者数	83人	77人	100人	120人
II-2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進〔鹿児島市女性活躍推進計画〕					
	家族経営協定*の件数	35	43	40	45
	女性の採用を積極的に行っている事業所の割合 <新規>		50.3%		60.0%
II-3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進〔鹿児島市女性活躍推進計画〕					
	市役所における育児休業取得率（市長事務部局、議会事務局、各行政委員会）	男性 0% 女性100%	男性 5.7% 女性100%	男性 5% 女性100%	男性 5% 女性100% (平成31年度)
	男女共同参画センター登録団体数	35団体	47団体	43団体	50団体
	「ワーク・ライフ・バランス*」の認知度	36.5%	36.9%	50.0%	60.0%
	病児・病後児保育事業（乳幼児健康支援一時預かり事業）の実施施設数	5か所	7か所	7か所 (26年度)	9か所 (31年度)
	児童クラブ利用児童数（28年度までは児童クラブ数）	3,546人 81か所	5,063人 115か所	— 90か所(26年度)	6,190人 (31年度)
	保育所等の定員数	8,553人	12,415人	9,484人 (26年度)	13,518人 (31年度)
	職場のパパママ応援隊*参加事業者数	20事業者	32事業者	33事業者 (26年度)	44事業者
II-4 地域・防災・環境分野への男女共同参画の推進					
	消費生活に関する講座の受講者数	9,100人	7,307人	9,300人	9,400人
	市ボランティアセンターへの登録団体数	518団体	566団体	545団体	570団体
III 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり					
III-1 配偶者等からの暴力の根絶〔鹿児島市DV対策基本計画〕					
	「DV*は人権を侵害する行為である」と思う市民の割合	92.5%	95.4%	96.0%	100.0%
III-2 男女の人権の尊重と自立への支援					
がん検診受診率（子宮がん、乳がん）	子宮がん検診	24.4%	23.1%	30.0%	50.0%
	乳がん検診	11.6%	15.7%		50.0%
	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*」の認知度	10.0%	12.3%	20.0%	30.0%

第5章 計画の推進

1 市民と行政の協働による計画の推進

第2次鹿児島市男女共同参画計画の効果的な推進を図るため、学識経験者、関係行政機関・団体等から推薦された者、公募市民から組織された「鹿児島市男女共同参画審議会」を開催し、男女共同参画に関する諸問題についての審議や意見の聴取を行い、施策に反映させます。

また、男女共同参画センターを核として市民活動団体を育成・支援し、市民との協働による施策の実施、計画の推進を図ります。

2 庁内における推進体制の強化

第2次鹿児島市男女共同参画計画に資する施策の総合的な企画調整を図り、全庁的な推進を円滑に行うため全局長、関係部長からなる「鹿児島市男女共同参画推進連絡会議」を開催し、関係各部局間の連絡調整や男女共同参画審議会からの提言の検討などを行います。

また、市職員への男女共同参画の理念の浸透を図り、男女共同参画の視点に立った市政の推進に努めます。

3 男女共同参画センターの機能の充実

男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として、学習、情報、支援、相談、調査研究の5つの機能の充実を図り、より効果的な事業の展開を進めます。

また、センターの機能を十分に活かし、適正かつ有効な利用を図るため、センターの利用者であって公募に応じた者や男女共同参画に関する専門家などで組織する「男女共同参画センター運営委員会」を設置し、市民の意見を反映させた事業運営を進めます。

4 国、県、関係機関、民間等との連携

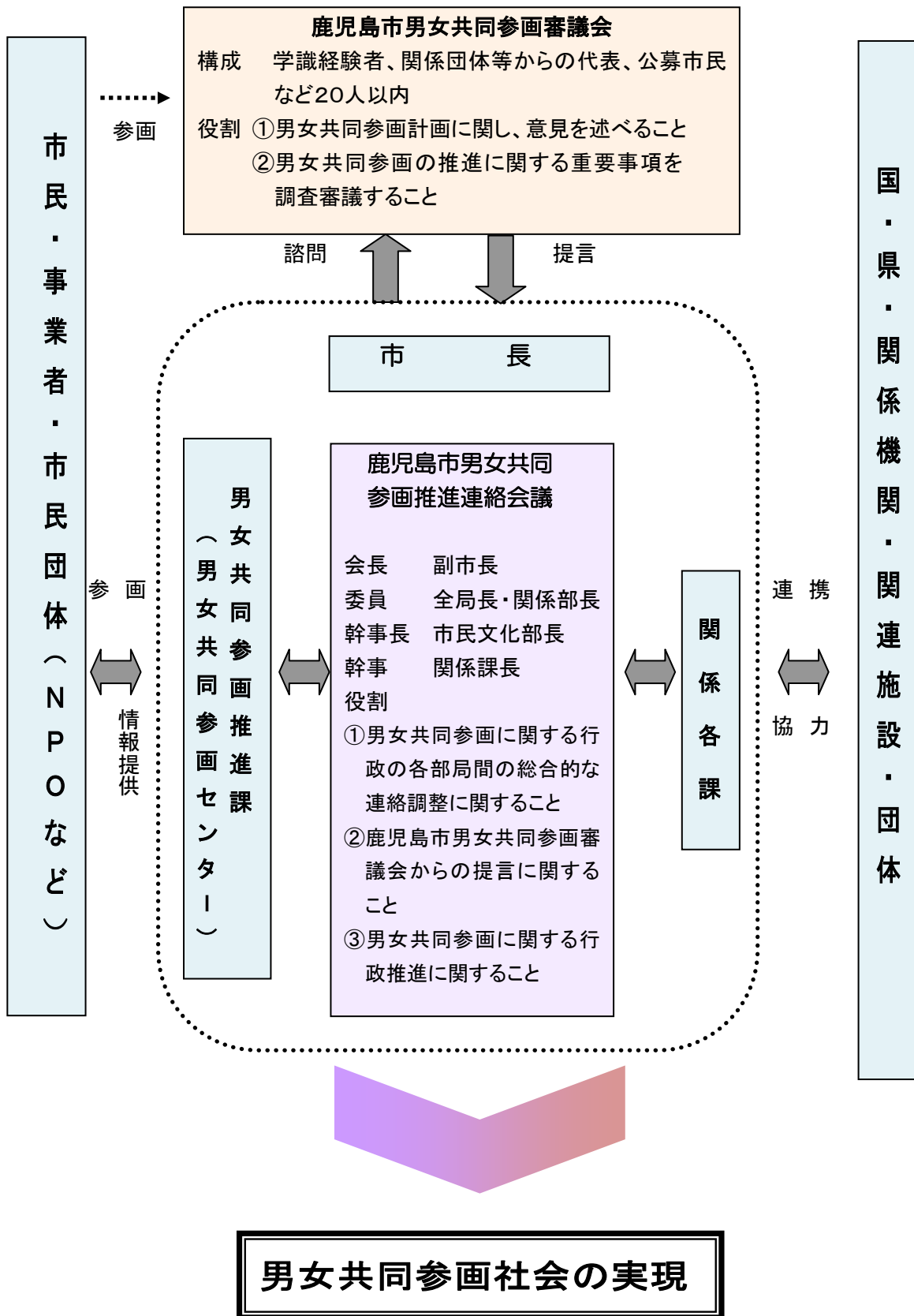
男女共同参画社会の実現に向けて国、県、関係機関をはじめ、事業者、市民団体(NPOなど)との連携と協力体制を強化するとともに、情報の共有化に努めます。

5 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、各施策の着実な実施を行うとともに、毎年、実施状況を把握し、「鹿児島市男女共同参画審議会」に報告し、進行管理を行います。

進捗状況の把握のために指標を設定し、達成度のチェックを行います。

推進体制



参考資料

- 男女共同参画社会基本法 39
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 44
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 . . . 52
- 鹿児島市男女共同参画推進条例 62
- 鹿児島市男女共同参画審議会規則 65
- 男女共同参画に関する年表 66
- 用語解説 70

●男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体に

おける政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」と

いう。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体

をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定

事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができ

るものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年四月二十三日法律第二十八号

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の

長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出

を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認め

るときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に

反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力

(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで 及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年六月二日法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年七月十一日法律第百十三号〕抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年七月三日法律第七十二号〕抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年四月二十三日法律第二十八号〕抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

●鹿児島市男女共同参画推進条例

(平成二十六年三月十八日条例第五号)

男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、私たちが目指す社会である。

この男女共同参画社会を実現するため、鹿児島市においては、男女共同参画社会基本法に基づいて男女共同参画計画を策定し、総合的かつ体系的な取組を進めてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識は根強いものがあり、とりわけ、慣習やしきたりの中には男女間に不平等があると多くの市民が感じているほか、配偶者等に対する暴力が社会問題化するなど、解決しなければならない課題が残されている。

また、少子高齢化の進行、家族形態や地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応するためには、男性も女性も、意欲に応じて、地域や職場等のあらゆる分野、あらゆる機会において、ともに参画し活躍できる男女共同参画社会の実現が重要である。

このような状況を踏まえ、ここに私たちは、男女共同参画の更なる推進を決意し、男女共同参画の基本理念を定め、誰もが安心していきいきと暮らせる豊かで活力ある鹿児島市を創るため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 市民団体 主たる構成員が市民又は事業者である営利を目的としない団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互に協力し、かつ、社会の支援を受け、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）と協働するよう努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、男女が共に仕事と生活の調和を図ることができるよう職場環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民団体の役割)

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民団体は、その活動に関し、方針の決定、計画の立案等において男女が共に参画する機会を確保するよう努めるものとする。

3 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第8条 家庭教育、学校教育及び社会において行われる教育に携わる者は、基本理念に配慮して教育を行うよう努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第9条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

(1) 社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い

(2) 社会のあらゆる分野における性的な言動により他人を不快にさせる行為

(3) 配偶者等（配偶者及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者並びに交際相手をいう。）に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たり、市民の意見の反映に努めるとともに、第18条に規定する鹿児島市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるため、広報啓発を行うとともに、教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市民等に対する支援)

第12条 市は、市民等の男女共同参画の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(仕事と生活の調和の推進)

第13条 市は、男女が共に仕事と生活の調和を図ることができるよう情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(調査研究等)

第14条 市は、男女共同参画を推進するため、必要な調査研究及び情報収集に努めるものとする。

(拠点施設)

第15条 市は、鹿児島市男女共同参画センター（鹿児島市男女共同参画センター条例（平成12年条例第67号）に基づき設置された施設をいう。）を男女共同参画を推進するための拠点施設とする。

(市民等の申出への対応)

第16条 市は、市が実施する施策に関し、男女共同参画の推進に影響を及ぼすものとして、市民等からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に関し、市民等からの申出があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するよう努めるものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第18条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、鹿児島市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画に関し、第10条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

5 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

6 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内に居住する満20歳以上の者で公募に応じたもの
- (3) 行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

7 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

9 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定により定められている本市の男女共同参画計画は、第10条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

（鹿児島市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

3 鹿児島市報酬及び費用弁償条例（昭和42年条例第27号）の一部を次のように改正する。
別表第2区分の欄中「安心安全まちづくり推進会議」の次に「男女共同参画審議会」を加える。

●鹿児島市男女共同参画審議会規則

（平成二十六年三月二十八日規則第四十六号）

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿児島市男女共同参画推進条例（平成26年条例第5号）第18条第10項の規定に基づき、鹿児島市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長等の責務）

第2条 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員（会長及び副会長である委員を含む。）の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第4条 審議会の庶務は、市民局市民文化部男女共同参画推進課において処理する。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

●男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	国内の動き	県の動き	鹿児島市の動き
1975 (昭和50)	○国際婦人年 ○「国際婦人年世界会議」 (メキシコシティ)開催、 「世界行動計画」を採択	○「婦人問題企画推進本部」 設置 ○「婦人問題企画推進会議」 設置 ○「総理府婦人問題担当室」 設置		
1976 (昭和51)	○「国連婦人の10年」 スタート(～1985)	○民法等の一部改正 (離婚後における婚氏続称 制度の新設)		
1977 (昭和52)		○「国内行動計画」策定		
1979 (昭和54)	○「女子差別撤廃条約」採択 (国連総会)		○「青少年婦人課」を設置 ○「婦人関係行政推進連絡 会議」及び「婦人問題懇話 会」を設置	
1980 (昭和55)	○「国連婦人の10年中間年 世界会議」(コペンハーゲン) 開催	○「女子差別撤廃条約」署名 ○民法等の一部改正(配偶 者の相続分引き上げ)	○「婦人の生活実態と意識」 調査	○「婦人青少年課」設置
1981 (昭和56)	○「女子差別撤廃条約」発効		○「鹿児島県婦人対策基本 計画」策定	
1984 (昭和59)		○国籍法及び戸籍法の一部 改正(父母両系主義採用)		○「鹿児島市婦人問題懇話 会」設置 ○「鹿児島市婦人に関する 行政推進連絡会議」設置
1985 (昭和60)	○「国連婦人の10年最終年 世界会議」(ナイロビ)開催、 「婦人の地位向上のため のナイロビ将来戦略」を採 択	○「女子差別撤廃条約」批准 ○国民年金法の一部改正 (女性の年金権の確立) (昭和61年施行)		
1986 (昭和61)		○「男女雇用機会均等法」 施行		○「婦人に関する施策への 提言」(婦人問題懇話会)
1987 (昭和62)		○「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定		
1990 (平成2)	○「婦人の地位向上のため のナイロビ 将来戦略に関 する第1回見直しと評価に 伴う勧告及び結論」採択 (国連経済社会理事会)		○婦人政策室を設置	
1991 (平成3)		○「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」第1次 改定	○「女性政策室」に改称 ○「鹿児島女性プラン21」 策定 ○「鹿児島女性プラン21推進 会議」、「鹿児島女性行政 推進連絡会議」の設置	
1992 (平成4)		○「育児休業法」施行 ○婦人問題担当大臣を任命		○「女性青少年課」に改称 ○「女性問題に関する意識 調査」実施

年	世界の動き	国内の動き	県の動き	鹿児島市の動き
1993 (平成5)	○「ウィーン世界人権会議」開催 ○「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(国連総会)	○「パートタイム労働法」施行 ○中学校での家庭科の男女必修完全実施		○「鹿児島市女性問題懇話会」に改称 ○「鹿児島市女性に関する行政推進連絡会議」に改称 ○「かごしま市女性プラン(仮称)策定に向けての提言」(女性問題懇話会)
1994 (平成6)	○「国際人口・開発会議」(カイロ)開催	○「男女共同参画室」設置 ○「男女共同参画審議会」設置 ○「男女共同参画推進本部」設置 ○高校での家庭科の男女必修実施		○企画部に「女性政策課」新設 ○「かごしま市女性プラン」策定
1995 (平成7)	○「第4回世界女性会議」(北京)開催、「北京宣言及び行動綱領」採択	○「ILO156号条約」批准 ○育児休業法の改正(育児・介護休業法の成立)	○鹿児島県「女性の翼」団員を「世界女性会議」(北京)へ派遣 ○「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施	
1996 (平成8)		○「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997 (平成9)		○「男女雇用機会均等法」の改正		
1998 (平成10)		○「婦人週間」から「女性週間」へ		
1999 (平成11)		○「男女共同参画社会基本法」施行 ○改正「男女雇用機会均等法」施行	○「かごしまハーモニープラン」策定	○「男女共同参画に関する意識調査」実施
2000 (平成12)	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)開催、「政治宣言」及び「成果文書」採択	○「男女共同参画基本計画」策定		
2001 (平成13)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行 ○第1回男女共同参画週間 ○女性に対する暴力をなくす運動 ○「男女共同参画局」設置 ○「男女共同参画会議」設置 ○改正「育児・介護休業法」施行	○「男女共同参画室」に改称 ○「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施	○「男女共同参画センター」開館 ○「男女共同参画都市かごしま」を宣言 ○「『かごしま市女性プラン』改訂に当たっての基本的な考え方」提言(女性問題懇話会)
2002 (平成14)			○「鹿児島県男女共同参画推進条例」施行 ○「男女共同参画審議会」設置	○「鹿児島市男女共同参画計画」策定 ○「女性に対する暴力に関する調査」実施 ○「男女共同参画推進懇話会」に改称 ○「男女共同参画推進連絡会議」に改称

年	世界の動き	国内の動き	県の動き	鹿児島市の動き
2003 (平成15)		○「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」施行	○「鹿児島県男女共同参画センター」設置 ○「青少年男女共同参画課」設置	
2004 (平成16)		○改正「DV防止法」施行	○「配偶者等からの暴力対策会議」設置	
2005 (平成17)	○第49回国連婦人の地位委員会「(北京+10)閣僚級会合」(ニューヨーク)開催	○「男女共同参画基本計画」(第2次)策定 ○改正「育児・介護休業法」施行		○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2006 (平成18)		○「男女雇用機会均等法」改正	○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定	○「男女共同参画推進課」に改称
2007 (平成19)		○改正「男女雇用機会均等法」施行 ○「DV防止法」改正 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施 ○婦人相談所の移転及び女性相談センターへの名称変更	○「鹿児島市男女共同参画計画(改訂版)」策定 ○「夫婦やパートナーとの日常生活についてのアンケート」実施 ○「DV防止庁内連絡会議」設置
2008 (平成20)		○改正「DV防止法」施行 ○「次世代育成支援対策推進法」改正	○「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定	
2009 (平成21)		○「育児・介護休業法」改正 ○改正「次世代育成支援対策推進法」施行	○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定	
2010 (平成22)	○第54回国連婦人の地位委員会「(北京+15)閣僚級会合」(ニューヨーク)開催	○「男女共同参画基本計画」(第3次)策定 ○改正「育児・介護休業法」施行 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定		○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2011 (平成23)	○UN Women 正式発足		○「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施	○「第2次鹿児島市男女共同参画計画の策定に向けた提言」(男女共同参画推進懇話会)

年	世界の動き	国内の動き	県の動き	鹿児島市の動き
2012 (平成24)	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択			○「第2次鹿児島市男女共同参画計画」策定(「鹿児島市DV対策基本計画」策定)
2013 (平成25)		○「DV防止法」改正	○「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定	○「鹿児島市配偶者暴力相談支援センター」設置 ○「鹿児島市DV防止対策委員会」設置
2014 (平成26)		○改正「DV防止法」施行		○「鹿児島市男女共同参画推進条例」施行 ○「男女共同参画審議会」設置 ○「男女共同参画推進懇話会」廃止
2015 (平成27)	○第59回国連婦人の地位委員会「北京+20記念会合」(ニューヨーク)開催 ○「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	○「女性活躍推進法」一部施行 ○最高裁で民法の夫婦同性規定の合憲・再婚禁止期間の違憲判決 ○「男女共同参画基本計画」(第4次)策定		○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2016 (平成28)		○「男女雇用機会均等法」・「育児・介護休業法」改正 ○「女性活躍推進法」全面施行	○「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ○「鹿児島県女性活躍推進会議」発足 ○「女性活躍推進に関する企業実態調査」実施	
2017 (平成29)		○改正「男女雇用機会均等法」・「育児・介護休業法」施行		

●用語解説

<あ行>

◇育児・介護休業法

仕事と家庭の両立を図るため、1991年(平成3年)に育児休業法が成立し、その後介護休業が加えられた。育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するため、両立を支援する各種制度の充実が進められている。

◇一時保護

被害者やその子ども等の安全確保のため、緊急的に保護を行うとともに、心身の休養、今後の生活についての相談、情報提供などの支援を行う。

◇M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

◇エンパワーメント

政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め行動できるような能力を身につけること。またはその能力を引き出すこと。女性自身が企画や政策・方針決定の場に参画し、社会を変えていく力を身につけることとして、女性問題の取組みの中で重要視されている。

<か行>

◇家族経営協定

家族で農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

◇固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力や適性等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けること。

<さ行>

◇ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

◇職場のパパママ応援隊

自社の従業員が子育てしやすいように職場環境を整え、職業生活と家庭生活の両立を支援する活動を行っている企業・団体を鹿児島市が「職場のパパママ応援隊」として認定し、市のホームページ等で紹介している。

◇女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

1979年(昭和54年)に国連総会で日本を含む130か国の賛成によって採択され、1981年(昭和56年)に発効。日本は1985年(昭和60年)に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定している。

◇女性活躍推進法

正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することで、男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とし、2015年(平成27年)に公布・施行(一部翌年施行)された。10年間(2025年3月31日まで)の時限立法。

◇スキルアップ

腕前を上げること。技術力を高めること。

◇セーフコミュニティ

「事故やけがは原因を調べ対策を行うことにより、予防できる」との考えのもと、さまざまな統計データやアンケートなどの分析結果に基づき、地域住民、行政、関係団体などが協働して事故やけがを予防する取組、または、その取組を進めているコミュニティのこと。鹿児島市では、交通安全、学校の安全、子どもの安全、高齢者の安全、DV防止、自殺予防、防災・災害対策の7つを重点分野として取組を進めており、平成28年1月29日に国際認証を取得した。

◇セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な言動のことで、特に雇用の場においては、性的な言動への対応によって労働条件に不利益を受ける「対価型」と、就業環境が害される「環境型」がある。

◇性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

◇性同一性障害

生物学的には男性であるにもかかわらず性に関する自己意識は女性であったり、逆に、生物学的には女性であるにもかかわらず性に関する自己意識は男性であるといった、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないために、社会生活に支障がある状態のこと。

◇SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことで、FacebookやTwitter、Instagramなどがある。

<た行>

◇男女共同参画基本計画

「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の第4次計画は平成27年12月25日に閣議決定されている。

また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第 14 条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されている。

◇男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を推進するうえで、法的根拠となる法律であり、1999 年(平成 11 年)6 月に制定された。前文で、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図ることが明確にされている。

◇男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。
雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを目的としている。女子差別撤廃条約の批准に当たり国内法を整備する必要から、1972 年(昭和 47 年)制定の「勤労婦人福祉法」を 1985 年(昭和 60 年)に「男女雇用機会均等法」に改正した。

◇男性中心型労働慣行

長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行のこと。

◇DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。暴力の種類はなぐる、けるなどの身体的暴力だけでなく、言葉などで精神的に追い詰める精神的暴力や経済的、性的な暴力など多岐にわたる。

◇DV防止法

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。
配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律で、2001 年(平成 13 年)に公布・施行(一部翌年施行)された。「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含み、男性、女性の別は問わない。また、離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。)も引き続き暴力を受ける場合を含む。2013 年(平成 25 年)の改正で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。

◇デートDV

婚姻関係がなく、同居もしていない恋人同士の間で起こる暴力のこと。

<な行>

◇二次被害

被害者が、相談した身近な人の心無い言葉や、相談、保護、捜査、裁判等に携る職務関係者の不適切な言動により、更に精神的に傷ついてしまうこと。

<は行>

◇配偶者暴力相談支援センター

DV防止法に基づき、被害者の相談に応じ、一時保護や自立支援のための情報提供、助言等の援助を行う

機能を果たす都道府県、市町村の機関。2007年(平成19年)の改正では、市町村における基本計画の策定、支援センター業務の実施が努力義務とされた。

◇保護命令

DV防止法に基づく制度で、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対し発する命令をいう。

保護命令には、接近禁止命令(6か月間)、退去命令(2か月間)、電話等禁止命令(6か月間)がある。

<ま行>

◇マタニティ・ハラスメント(マタハラ)

妊娠・出産・育児休業などを理由とする解雇・雇止め・降格などの不利益取扱いや、妊娠・出産・育児休業などに関して上司・同僚によってなされる就業環境を害する言動のこと。

◇メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

<ら行>

◇ライフスタイル

生活様式のこと。特に趣味、職業、交際、社会との関わり方などを含めたその人の個性を表すような生き方。

◇ライフステージ

人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けた、それぞれの段階。

◇リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

1994年(平成6年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

◇ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデル。

<わ行>

◇ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことで、実現に向けて官民一体となった取組が進められている。

仕事と生活の調和が実現することにより、男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開でき、仕事の充実と仕事以外の生活の充実が好循環をもたらすとされている。